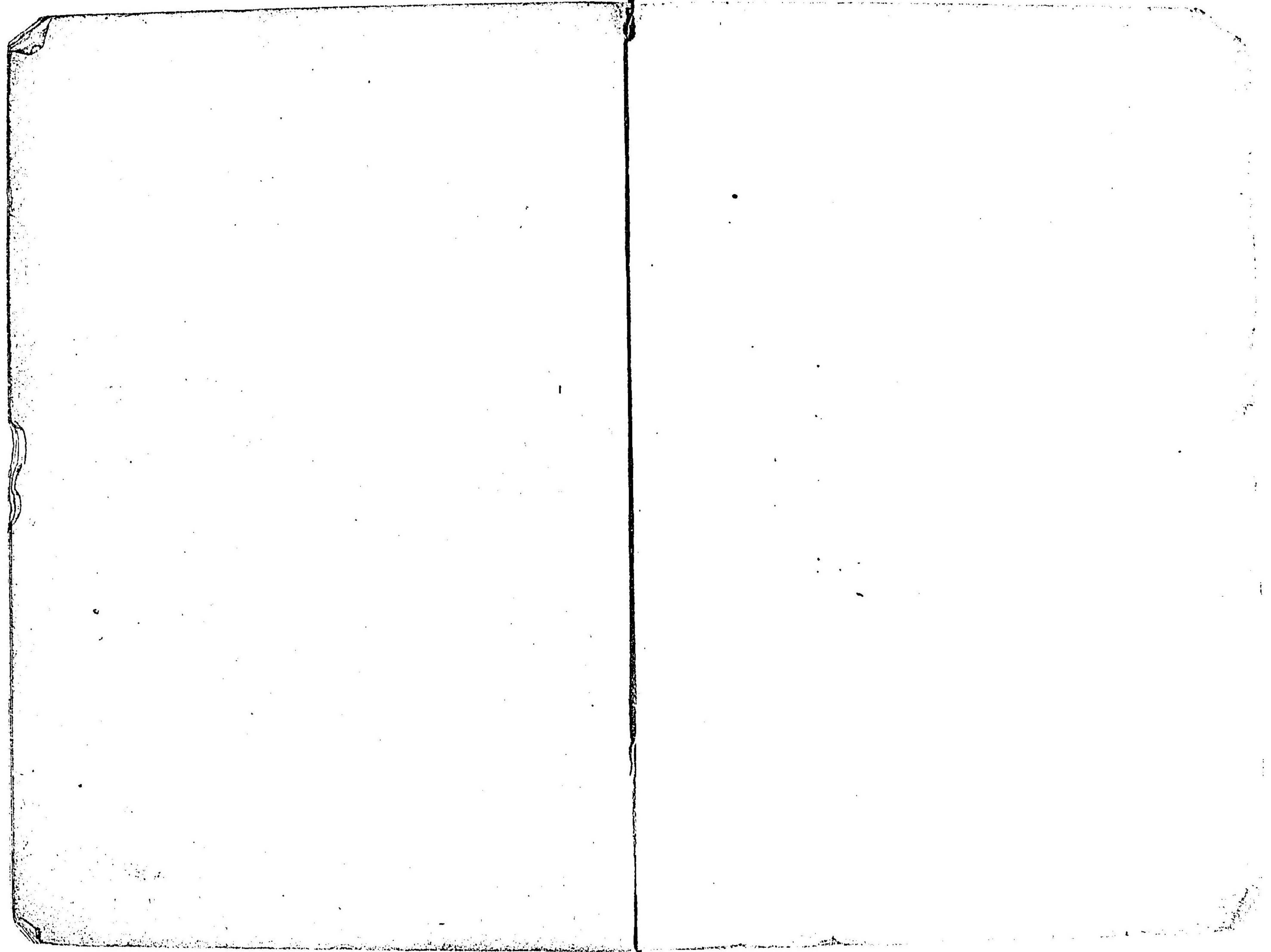


民 必 携
法 律 規 則 要 書

商標條例	地租條例	徵兵令	徵兵事務條例 人氏用抄	古物商取締條例	質屋取締條例
爲替手形條例 約束手形	郵便條例 日用抄	地所質入書入規則	建物質入書入規則	氏事訴訟規則 印紙規則	證券印稅規則



CZ

5
0/18

○ 目 錄

第一章	商標條例	一
第二章	地租條例	二十五
第三章	徵兵令	三十四
第四章	徵兵事務條例	五十九
第五章	古物商取締條例	百十三
第六章	質屋取締條例	百三十一
第七章	為替手形約束手形條例	百三十七
第八章	郵便規則日用抄	百六十九
第九章	地所質入書入規則	二百四

第十章	建物質入書入規則	二百十六丁
第十一章	民事訴訟用 印紙規則	二百三二丁
第十二章	證券印稅規則	二百四十丁
目錄畢		

諸民 法律規則要書
必携

○商標條例

第十九號

商標條例別冊の通制定し明治十七年十月一日より施行す

右奉 勅旨一布告候事

明治十七年六月七日
左大臣熾仁親王
農商務卿松方正義

商標條例

第一條 商標は農商務省の商標簿に登錄を経たるときは其
所有主に於て登録の日より十五年間之を専用するの權を
有すべし

○商標條例

○商標條例

二

第二條 商標を専用せんと欲する者は其願書に見本並に明細書を添へ登録を願出づ可し其明細書又は商標の説明用方并其商品の名目種類を詳記すべし其登録を経たる者の登録證を下付すべし

第三條 商標の登録を願出づる者あるときは願書の日附より二ヶ月間之を留置其間之を抵觸すべき願書到達せざれば之を登録す可し

若し二人以上同一又の相紛らわむる商標を同一種類の商品に専用せんが爲め登録を願出づる者あり抵觸するときは其願書日附の後なる者を却下す其日附同じき者の共

之を却下す可し

第四條 登録商標の農商務卿に於て衆庶の觀覽を供する爲め便宜の方法を定むべし

第五條 左の商標の登録を願出づることを得ず

- 一 已に登録せぬ商標と同一又の相紛らわしき商標にして同一種類の商品に用ふる者
- 二 地名人名家號會社名のみを以てする者又の商品普通の名稱或の内外國の旗章のみを以てする者
- 三 同業者普通に用ひ又の商業上慣用せる目印を以てする者

○商標條例

三

○商標條例

四

四 新あらたしに使用する商標にして本條例發布以前より現げんに使用者ある商標と同一又は相紛らはしき商標を同一種類ちるいの商品を用ふる者

第六條 登録商標主其専用年限中轉籍轉居又は氏名へんくわんを變換したるとき及廢業はいげふし又は休業きふけふ一ケ年間に及びたるときは三ヶ月以内に之を届出づ可し

第七條 登録商標専用年限中其相續者さうぞくしやよ於て其業げふを相續さうぞくしたるときハ三ヶ月以内に之を届出可し

第八條 登録商標主其商標の専用權せんようけんを他人たにんに讓與じやうよ又は分與せんとするときは更に其登録せうろくを願出つ可し但専用年限たがいしは

最初登録の日より通算つうさん可し

第九條 登録商標を他の種類しるいの商品に兼用けんよう若くは轉用てんよう又は之を改正けいせいせんとするときは更に其登録せうろくを願出つ可し前項ぜんこうの場合よ於てハ第三條に依て處分しよぶん可し

第十條 登録商標専用満期まんきの後之を續用ぞくようせんとする者は満期まんき三ヶ月前よ更さらよ其登録せうろくを願出ねひいづ可し

第十一條 登録證を毀損遺失きそんいしつしたるときは其再渡さいたふを願出づ可し

第十二條 商標を登録せし後第五條に觸れ又之登録願書及見本明細書めいさいしよよ相違さうゐの事實あることを發見はつけんしたるときハ其

○商標條例

五

○商標條例

六

登録無効に歸し登録証を返納せしむ可し

第十三條 登録商標主其業を廢したるときは廢業の日より其専用權を失す休業三ヶ年又及ぶ者亦同じ

第十四條 商標を登録を願出づる者の左の手数料を納む可し但願書を却下するとき之を返付す

一 商標一個に付金拾圓但一商標を數種の商品に兼用若くは轉用する者の其商品一種おとす金五圓を加ふ

二 商標の讓與分與又の改正を願出づる者及滿期續用を願出づる者の商標一個に付金五圓

三 登録証の再渡を願出づる者の商標一個に付金壹圓

第十五條 登録商標主其専用權を侵されたるるときは之を告訴し並要償の訴を爲すことを得

第十六條 登録商標を偽造して使用したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四拾圓以下の罰金を附加す其盗用したる者の一等を減す

第十七條 登録商標に相紛らはしき商標を造りて使用したる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す

第十八條 第十六條第十七條の違犯に係る商標を付乏たる

○商標條例

七

○商標條例

商品を情と知て販賣したる者の四圓以上四拾圓以下の罰金に處す

第十九條 第十六條第十七條第十八條の場合に於ては仍ほ違犯の商標を沒收す其商品と分離すべからざる者の商品を破毀せしむ

第二十條 詐偽の所爲を以て商標の登録を得及商標の登録を詐稱しふる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す

第二十一條 第六條第七條の届出を其期限内に爲さざる者の壹圓以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

第二十二條 此條例を犯しふる者の刑法の數罪俱發の例を用ひず

第二十三條 第十六條より第十八條に至るの罪の登録商標主の告訴を待て其罪を論ず

第二十四條 商標登録主告訴を爲したるときに裁判官に於て假に其告訴に係る商標を附したる商品の發賣を停止することを得

附則

本條例頒布以前使用する商標を専用せんと欲する者の本條例施行の日より六ヶ月間、於て其登録を願出つべし其

○商標條例

○商標條例

十

願書ねがひしょの本條例施行の日より八ヶ月間之を留置とどめおき其間之と抵觸たいしよくす可き願書到達とうたつせざれば之を登録す可し

若もし二人以上同一又あひまぎの相紛らほしき商標を同一種類の商

品に専用せんようせんが爲め登録を願出つる者あり抵觸たいしよくするときは

其願書日附の前後ぜんごに拘かはらふ農商務卿のうしやうむきやうに於て其商標の

使用最久しやうもつとせいきしきと認定にんていするものを登録して其他そのたを却下きやくかすべ

し

本條例第三條に依り處分ぐめんしよすべき願書と雖も本條例施行の

日より八ヶ月間之を留置附則第一項又従したがひ願出つるもの

に抵觸たいしよくするときは其願書日附の前後ぜんごに拘かはらふ之を却下

す可し

前二項の場合ぜんご又於て願書を却下するときは其手數料てそうれうを返す

第十三號

今般こんぱん商標條例制定せいてい候に付商標登録手續別冊べつさうの通り相定む

右布達候事

明治十七年六月七日

左大臣熾仁親王
農商務卿松方正義

商標登録手續

第一條 商標くわん又關する願書ねがひしょ届書とどめの都地方廳すべつちほうちやうを經農商務省
より差出可し

○商標登録手續

十一

○商標登録手續

十二

第二條 商標の登録を願出つるときは商標見本五枚及手数料を添願書並明細書各二通を差出べし

第三條 一箇の商標を二種以上の商品に用ひんが爲め又は二箇以上の商標と一種の商品に用ひんが爲め登録を願出つるときは其商品一箇又は商標一箇毎に各別願書及明細書を差出すべし

第四條 條例第七條に據り相續を届出るとき其死亡後相續に係る者は相續者並身元詳なる證人二名以上連署し其生存中の相續に係るものは登録商標主相續者連署すべし

第五條 條例第八條に據り讓與分與を願出るとき讓主讓受主連署し讓主より登録證並約定書寫及手数料を添へ願書二通並明細書(讓與願及分與願)の三通を差出すべし

其登録を経たるとき分受人に別に分受登録證及明細書を下付し分與人又譲受人の前登録證及明細書を裏書捺印して之を下付すべし

第六條 條例第九條に依り登録商標の轉用兼用を願出つるとき第二條に準據すべし

第七條 條例第十條第十一條に依り商標の續用及登録證の

○商標登録手續

十三

○商標登録手續

再渡さいどを願出ねいしゅつつるときの手数料と添へ願書二通を差出すべし

第八條 登録願書を却下きやくかするとき其の理由りゆうを指示ししすべし

第九條 登録商標主と其商標の彩色さいしきを適宜てきぎ變換へんかんするよとを得

第十條 登録商標主の農商務省の指揮しきに隨したがひ商標又は其寫書を登録証下付かの日より三十日以内に差出さしだす可し

第十一條 登録商標を使用する商品の種類を定むること左の如し但願人たんにんに於て其種類しゆるいを判知はんちし難がたきものは農商務省に於て之を判定すべし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑 酸類 鹽類「アルカリ」漂白粉さらしこ

護謨 樹脂 膠 燐 石鹼 酒精「グリセリン」
アルコール

「キナエソ」 「モルヒネ」 丁幾劑 舍利別
アルコールにぞめしたるくたり、とけたるくたり

煎劑 丸藥 膏藥 藥油 麝香 丁子等

第二種 染料及顔料 藍玉 藍靛 紫根 紅 朱 丹

綠青 燒青 洋靛 白粉 胡粉 藤黃等
ろくせう

第三種 塗料 漆 假漆「ペンキ」 澁 靴墨等
ぬるあのみ

第四種 香料及燻料 香油 髮膏 香袋 香水 炷香
にほいふくろ

線香 煉香等

○商標登録手續

○商標登録手續

第五種 金属及其半加工品

銑鐵 鍛鐵 鋼鐵 條鐵

鐵葉 鐵板 銅 銅板 銅鉄線 鉛 鉛板 亞鉛

亞鉛板 錫 合金等

第六種 金属ノ製品

鑄物 打物 彫鏤品及編物等

第七種 利器及尖刀器

鎌 鋸 鑿 錐 鑿 針 釘

剪刀 小刀 剃刀 庖丁 鳶嘴等

第八種

貴金属及其製品（アルミニウム 金 ニッケル 銀 の製

品も此中に属す）黄金 銀 四分一 紫銅其他貴金属の合金鑲品及彫鏤品等

第九種

珠玉及其彫鏤品 珊瑚珠 眞珠 瑪瑙 水晶

黄玉 碧玉等及其模造品

第十種 礦物類（但石炭は第五十一種に属す）

第十一種 石材及其製品並彫鏤品 石板石 大理石 砥石

石器等及其模造品

第十二種 漆喰類 漆喰「セメント」石膏等

第十三種 陶磁器類 諸種ノ陶磁器 土器 埴埴 瓦 煉瓦石等

第十四種 七寶燒

第十五種 玻璃及其製品 玻璃壺 玻璃管 彩色玻璃等

第十六種 機械類 紡績機 裁縫機 製糖機 印刷機械其

○商標登録手續

○商標登録手續

他諸製造機械蒸氣の機關及鐘等

第十七種 農工器具

すき 鋤 くわ 鋏 唐箕 熊手 釘拔

かみづち 鉄鎚

ぞうきん 繩墨等

第十八種 學術上の器械類 理化學 醫術及測量等ノ器械

第十九種 度量 權衡

ものさし 量 はかり 權衡

第二十種 運送用の車類 荷車 馬車 人力車 自轉車等

第二十一種 樂器 琴 三味線 胡弓 笛等

第二十二種 時計及其附屬品

第二十三種 銃砲 彈丸 火藥 烟火類

はかみ

第二十四種 蠶種紙 繭

第二十五種 眞綿及木棉綿

第二十六種 生糸 絹絲及天蠶絹(琴絲金絲銀絲等も此中

よ屬す)

第二十七種 綿絲

第二十八種 毛絲

第二十九種 麻絲

第三十種 絹織物

第三十一種 木綿織物

第三十二種 毛織物

第三十三種 麻織物

○商標登録手續

○商標登録手續

第三十四種 絹綿麻毛外の織物及各種の交織物まぜぢりもの

第三十五種 絲類の編物及組物「レース」打紐 綱等

第三十六種 被服まゐるい 諸種の衣服 織物製帽子 手套てぶくろ 足袋たび

織物製雨衣 袴 目利安等

第三十七種 醸造物及飲料 諸種の酒 酢 醬油 密柑水

曹達水等そうたすい

第三十八種 砂糖 諸種の砂糖 糖密 蜂密等さとうあつ はちみつ

第三十九種 菓子及麩包類 干菓子 蒸菓子 掛け物 西

洋菓子 飴 砂糖漬等

第四十種 茶及咖啡類

第四十一種 煙草類

第四十二種 穀菜種子及菓物類 五穀 蔬菜 蕈 菓實ここのみ

種子 根珠等

第四十三種 挽粉澱粉及其製品 諸種の挽粉ひきこ 澱粉しやうふ 麩類

湯波 蒟蒻こんじやく 凍豆腐 凍蒟蒻等

第四十四種 味噌 嘗物及漬物類

第四十五種 肉類海草の貯藏 鰹節 鰻 乾鮑 海苔 昆

布 佃煮 罐詰 雲丹 諸種の鹹製品等ずるめ ぼしあわめ

第四十六種 牛乳製品コンチンスタッドミルク 凝乳ハダ 乳油チース 乳餅 乳粉等

第四十七種 煙具及袋物 諸種の煙管 煙袋 烟管筒 懷

○商標登録手續

○商標登録手續

中物等

第四十八種 紙及其製品 諸種の紙 色紙 短冊 擬革紙

油紙 澁紙 書簡筒 張文匣はりぎこ 一閑張 元結等

第四十九種 筆墨類 筆 墨 朱墨 印肉 墨汁 石筆

鉛筆 洋筆等

第五十種 皮革及其製品 馬具 革包 文匣 革帶 靴等

第五十一種 燃料 諸種の炭 附木 摺附木 燈心等

第五十二種 油蠟類 諸種の油 蠟 蠟燭 脂肪等

第五十三種 肥料 干鰯 鯡粕 油粕 骨粉等

第五十四種 木竹材

第五十五種 木竹藤製品及其漆塗蒔繪品類 指物 挽物

曲物 桶類 編物 組物等

第五十六種 角甲牙類の製品

第五十七種 藁及草の製品 疊表 筵 編笠 繩 麥藁細工等

第五十八種 傘杖及履物 諸種の傘杖 下駄 草履 鼻緒等

第五十九種 扇子及團扇

第六十種 提灯及「ランプ」類

第六十一種 齒磨及洗粉

第六十二種 刷子類

第六十三種 玩具類 花簪 鞠 碁 將棋 人形 獨樂

○商標登録手續

○商標登録手續

揚弓 押繪 造花 骨牌等

あるた

第六十四種 錦繪及寫真類

第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

商標條例 尾

○地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年(七月)第二百七十二號布告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸する者と廢止す

但東京府管轄伊豆七嶋小笠原嶋函館縣沖繩縣札幌縣根室縣の當分從前の通たるべし

右奉_ニ勅旨_ニ布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租の地價百分の二箇半を以て一年乃定率とす

但し本條例又地價と稱するの地券に掲たる價額を謂ふ

第二條 地租の年の豊凶に由りて増減せず

第三條 有租地を區別して二類と爲す(第一類) 田畑郡

村宅地、市街宅地、鹽田鑛泉地 (第二類) 池沼、山林、原

○地租條例

○地租條例

二十六

野、雜種地、第一類中又の第二類中の各地々目變換する者^を地目變換と謂ふ第二類地^に勞費^を加へ第一類地と爲すものを開墾と謂ふ第一類地又の第二類地^に山崩、川欠、押堀、石沙入、川成、海成、湖水成等の如き天災^に罹り地形を變じたるものを荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、堤塘、井、溝及び公衆の用^に供する道路の地租を免す

第五條 土地の丈量の曲尺を用ひ六尺を間と爲し方一間を以て歩と爲し三十歩を畝と爲し十畝を段と爲し十段を町と爲す但市街宅地の方一間を以て坪と爲し十分一を合と

爲し合の十分一を勺と爲す

第六條 開墾^後下年期明荒地免租年期明^後て地價を定むるとき又は地目變換するときは地盤を丈量す

第七條 地價は地目變換又は開墾に非ざれば修正せず

第八條 一般に地價の改正を要するときは前以て其旨を布告すべし

第九條 地價は其地の品位等級を銓定し其所得を審査し尙ほ其土地の情況に應じ之を定む

第十條 地目を變換するときは之を地方廳^に届出べし地價の其地の現況^に依り之を修正す

○地租條例

二十七

○地租條例

第十一條 免租地めんそちを有租地いうそちと爲さんとするときは地方廳の許可きよかを受くべし地價ぢげんの其地の現況げんきやうに依り之を定む

第十二條 地租の地券記名者より徵收ちゆうしゆす

但質入しちいれの土地は其質取主しちとりぬしに於て之を納むべし

第十三條 有租地を公立學校地、鄉村社地、墳墓地となす時其地租の許可きよかを得し月分より月割つきわりを以て之と免じ用惡水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用に供する道路となすとき其地租の其地工事着手こふじあやくちの月分より月割を以て之を免ず免租地を有租地となすとき其地租の許可を得し翌月分より月割を以て徵收す

第十四條 地目變換ちもくへんくわんは其地價修正の年より修正地價しゆせいちげんに依り地租を徵收す

第十五條 開墾地かいこんちの鍤下年期明荒地くわしたねんきあひは免租年期明の翌年分みくねんきぶんより更正地價かうせいに依り地租を徵收す

第十六條 開墾をなさんとするときは地方廳の許可を受くべし開墾地かいこんちの十五年以内の鍤下年期くわしたねんきを許可す但年期中と原地價に依り地租を徵收す

第十七條 鍤下年期中當初の目的を改め他の地目に變ずる時ときの之を地方廳に届出べし此場合に於ての直に其地價を定め又の更さだに鍤下年期くわしたねんきを許可する事あるべし

○地租條例

○地租條例

三十

第十八條 鐵下年限明^{いた}に至り開墾^{せいとん}の成功^{せいこう}に至らざる者の更^なに十五年以内^{くわじゅうごねん}鐵下繼年期^{てつげいねんき}を許可^{きよめ}す

第十九條 墾下年期明^{くわじゅうねんき}のとき其地價^{ちげん}を修正^{しゆせい}す若し其開墾^{たいしよ}當初^{たうしよ}の目的^{たつ}を達^{たつ}せし他の地目^{ちめい}に變^{かへ}ずるものは其地の現況^{げんきやう}より依^より地價^{ちげん}を修正^{しゆせい}す

第二十條 荒地^{くわちち}は其被害^{そのいがい}の年より十年以内^{じゆねん}免租年期^{めんそねんき}を定め年期明^{ねんきめい}に至^{いた}り原地價^{げんちげん}を復^{かへ}す

第二十一條 免租年期明^{めんそねんき}に至^{いた}り其地の現況^{げんきやう}地價^{ちげん}に復^{かへ}し難^{がた}き者は十年以内^{じゆねん}七割^{しちかく}以下の抵價^{ていひ}年期^{ねんき}を定め年期明^{ねんきめい}に至^{いた}り原地價^{げんちげん}を復^{かへ}す

第二十二條 抵價^{ていひ}年期明^{ねんきめい}に至^{いた}り尙^{なほ}は原地價^{げんちげん}を復^{かへ}し難^{がた}死者^{しや}及び免租年期明^{めんそねんき}に至^{いた}り原地目^{げんちめい}に復^{かへ}せず他の地目^{ちめい}に變^{かへ}ずる者は其地の現況^{げんきやう}より依^より地價^{ちげん}を定^{さだ}む

第二十三條 免租年期明^{めんそねんき}に至^{いた}り尙^{なほ}は荒地^{くわちち}の形狀^{けいじやう}を存^{ぞん}する者の更に十年以内^{じゆねん}免租繼年期^{めんそねんき}を定^{さだ}む其年期明^{ねんきめい}に至^{いた}り尙^{なほ}は原地價^{げんちげん}を復^{かへ}し難^{がた}き者の第廿一條^{だいにじゅういちじょう}第廿二條^{だいにじゅうにじょう}より依^より處分^{ちぶん}す

第二十四條 川成^{かわなり}、海成^{うみなり}、湖水成^{うみづなり}として免租年期明^{めんそねんき}に至^{いた}り原形^{げんがた}に復^{かへ}し難^{がた}き者の更に廿年以内^{にじゅうねん}免租繼年期^{めんそねんき}を許可^{きよめ}す其年期明^{ねんきめい}に至^{いた}り尙^{なほ}は原地目^{げんちめい}に復^{かへ}せず他の地目^{ちめい}に變^{かへ}せざる者より川海湖^{かわうみうみ}に歸^{かへ}する者とし其地券^{そのちげん}を還納^{くわんぬか}せしむ

○地租條例

三十一

○地租條例

第廿五條 土地を欺隱し地租を逋脱するもの四圓以上四拾圓以下の罰金に處し現地目より地價を定め欺隱年間の地租を追徴す

但地租改正の初年より溯ることを得ず

第廿六條 第十一條第十六條に違犯する者の三圓以上三拾圓以下の罰金に處す其免租地を有租地と爲し又の開墾を怠すことを許可すべき者の現地目より地價を定め其地租増額を追徴す

但地租改正の初年に溯ることを得ず

第廿七條 第十條第十七條に違犯する者の壹圓以上壹圓九

拾五錢以下の料料に處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲に係り所有主其情を知らざるときは其借地人小作人を罰し地租は所有主より追徴す

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑に當る者自首するときは其罰金料を免す
但し其追徴すべき地租は仍ほ之を納むべし

地租條例 畢

○地租條例

○徴兵令

○徴兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七才より満四十才迄の者は總て兵役に服す可ものとす

第二條 兵役の陸軍海軍共々常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

第三條 常備兵役は別ちて現役及び豫備役とす其現役の三箇年よりして年齢満二十歳に至りたる者之より服し其豫備役は四ヶ年にして現役を終りたる者之より服す

第四條 後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之より服す

に服す

第五條 國民兵役の年齢満十七歳より満四十歳迄の者よりして常備兵役及び後備兵役中より在らざる者之より服す

第六條 各兵役の期限已より満ると雖も戦時或は事變に際するるとき若くは臨時に演習或は觀兵の擧あるるとき若くは航海中或は外國駐劄中の其期を延すことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵の毎年所要の人員に應じ壯丁の身材適

○徴兵令

能職業のちしよくげふに従したがひ歩兵騎砲兵工兵輜重兵及び雜卒職工ざつそつしよくこうくふつに區別
し抽籤ちうせんの法ほふに依り當籤たうせんの者を以て之これを充つ、

海軍現役兵は海軍所要しよようじようの人員に應じ沿海地方及び島嶼たうたうの
人民じんみんを調査てうさし海軍に適てきする職業に従ひ水兵火夫職工等に
區別し抽籤ちうせんの法ほふに依り當籤たうせんの者を以て之これを充つ但海軍志
願兵ちようほふき徵募規則そくに依り就役しうげきする者の本令ほんれいの限に在らず

第九條 陸軍雜卒の現役期限しよくぎん其職務しよくむに因り之これを短縮たんしゆくする
ことある可し但常備兵役の全期ぜんきの之これを減げんすることなし

第十條 年齢二十歳にじふさい満みたらずと雖も満十七歳じふしちさい以上の者の現
役しよくを志願しよくけんすることを得

第十一條 年齢十七歳じふしちさい以上満二十七歳にじふしちさい以下にして官立府縣
立學校せうがくかう（小學校せうがくかうを除くのぞ）卒業証書そつげふしやうしよを所持し服役中食料被服しよくりうひふく
等の費用きようぎんを自辨じへんする者は願ねんに因り一個年間陸軍現役りくぐんげんげきに服

せしむ
其技藝ぎげいに熟達じゆくたつする者は若干月にして歸休きゆうを命めいずるよとあ
る可し但常備兵役の全期ぜんきの之これを減げんするよとなし

第十二條 現役中殊ことに技藝ぎげいに熟じゆくし行狀ぎやうじやう方正ほうせいなる者及び官立
公立學校こうりつがくかう（小學校せうがくかうを除くのぞ）の歩兵操練科卒業証書ほへいそうれんかうそつげふしやうしよを所持す
る者は其期未いまだ終おひらざと雖も歸休きゆうを命めいずることある可し

第十三條 豫備兵は戰時せんじ若くは事變じへんに際さいし之これを召集せうしゆし常備

○徴兵令

三十八

隊を充實し又補充隊に編制す平常に在ては技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實查の爲め毎年一度點呼をなす但海軍豫備兵は技藝復習の爲め召集するよし

第十四條 後備兵は戰時若くは事變に際し豫備兵に次で之を召集し常備兵の後援となす平常に在て其技藝復習の爲めに召集し及び兵員實查の爲め點呼を爲すこと豫備兵に同じ

第十五條 國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍は兵員を要するときに限り之を召集し隊伍に編制して

軍役も充つ

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するは廢疾又は不具等にして徴兵検査規則に照之兵役も堪へざる者に限る

第十七條 左に掲ぐる者は徴集を猶豫す但其年補充員不足するるとき又は戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す

第一項 兄弟同時に徴集も應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は弟一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病も

○徴兵令

三十九

○徴兵令

四十

罷り免役した者の兄或は弟一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫

第四項 戸主廢疾又は不具等よして一家の生計を營むこ

と能はざる者の嗣子或は承祖の孫

第五項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者は其事故乃存する間徴集を猶豫す

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校（小學校を除く）の卒業證書を所

持する者にして官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪ざる者

第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者

第八項 禁錮以上に該る可き刑事被告人となり裁判未決

の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校（小學校を除く）に於て修業一個
年以上の課程を卒りたる生徒は六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵よ在ると後備兵に在ると

○徴兵令

四十一

を問はず復習點呼かくしうてんこの爲め召集することなし但戰時せんじ若くは事變じへんに際しては太政官の決裁けつさいを経て召集するとある可し

第一項 官吏くわんり(判任以上)及び戸長こおやう

第二項 教導職けうだうしやく(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校いびつこうの卒業証書そつげかしやうしよを所持して醫術開業いじゆつかいの者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可からざる技術ぎじゆつの職はらを奉ずる者は太政官の決裁けつさいを依て徴集を猶豫

することある可し

第二十二條 左に掲ぐる者は第十七條を照して徴集を猶豫するの限かぎに在らず

第一項 附籍戸主かせきこしゆ及び籍戸主の嗣子しゆ或は承祖しやうその孫そん

第二項 廢疾はひしやう又は不具ふぐ等にして一家の生計せいけいを營いむこと能あたはざるに非ず或は重罪ちゆうざいの刑に處せられたるに非ずして

嗣子承祖の孫おし若くは相續人さうぞくじんを罷更やめに定めたる嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未滿の戸主廢疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處

○徴兵令

四十四

せられたるに非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者
よして其跡を継ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家し又の絶家若しくは廢家を再興したる戸主
及び戸主の嗣子或ひの承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡よ
定めたる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項よ當る嗣子或は承祖の孫に
して戸主廢疾又の不具等にして一家の生計を營むこと
能のざるに非ず或の重罪の刑に處せられたるに非ずし
て戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者廢疾又の不具等よして一家
の生計を營むこと能のざるに非らず或は重罪の刑よ處
せられたるよ非ずして戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又は相續人廢疾又の不具等よして
一家の生計を營むこと能のざるよ非ず或の重罪の刑よ
處せられたるに非ずして戸主の死亡跡若くの戸主を罷
めたる跡を継がず他の者にして其跡を継ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を継ぎたる
戸主

第二十三條 第十八條 第一項第二項第三項第四項（陸海

○徴兵令

四十五

○徴兵令

四十六

軍生徒を除く)第十九條第二十一條に當る者と雖も第三十五條に示したる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以後に係る者は徴集を猶豫するの限在らず

第四章 徴兵區及び抽籤

第廿四條 徴兵區の軍管師管及び府縣の區域は従ふ其軍管より従ふものと軍管徴兵區と爲し師管より従ふものを師管徴兵區と爲し府縣に從ふものは府縣徴兵區と爲す但府縣の管地兩師管より分属するもの師管毎に一區を設く
軍管及び師管の徴兵區域の別表を掲ぐ

第二十五條 各鎮臺に屬する歩兵の其師管徴兵區限り其他の諸兵の其軍管徴兵區限り之を徴集す但現現役徴員及び其補充員不足するとき歩兵の他の師管其他の諸兵の他の軍管徴兵區より之を補ふ

海軍及び近衛の諸兵の各軍管徴兵區に配當して全國より之を徴集す

第二十六條 抽籤の各府縣徴兵區限り之を行ふものとす

第二十七條 籤の一郡區毎に籤丁の人員を以て一名乃至三名の總代人を出して之を抽かしむ

第二十八條 抽籤の法は籤丁の數に應じ籤札は兵種番號を記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序に從

○徴兵令

四十七

ひ其氏名を呼び總代人に之を抽かしめ籤簿掛と抽籤の正否を監し抽き擧ぐる所の番號を高聲に呼ばしめ其籤札を受取り籤簿に氏名番号を記し籤札の總代人に交付す

第二十九條 籤は其番號現役徵員の數に滿る迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす

第五章 補充員及び豫備徵員

第三十條 補充員の補充籤を抽きたる者を以一個年間之を充つ其期限内現役兵欠員するとき又は戰時若くは事變に際し兵員を要するとき其番號の順序に従ひ之を徴集す
補充員の數の概ね現役徵員五分の二より少からざるもの

とす

第三十一條 補充員として其期限内徴集の命なき者及び第十八條第三項の生徒にして二個年以上課程を卒りたる者の年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徵員とす

第三十二條 第十七條に當る者にして其年徴集の命なき者第十八條第二十一條に當る者にして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者年齢滿三十二歳迄は之を第二豫備徵員とす但第十七條に當る者第二豫備徵員と爲りたる後六個年間該條に掲ぐる資格を失ひたるときは現役を徴集す

○徴兵令

五十

第三十三條 豫備徴員の戦時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す但第二豫備徴員を徴集するは後豫兵を召集するときに限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄に年齢満十七歳と爲る者は其年の九月一日より同月十五日迄に戸主本人戸主なれば自身以下戸主とあるより本人の氏名族籍住所誕生の年月日及びもの皆同じ職業を記載の本籍戸長に届出可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢満二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主

より本籍の戸長に届出可し若し届出の後翌年四月十日迄に異動を生じたるは其事由を詳記し三日以内に本籍の戸長に届出可し但二十歳未滿として現に服役する者は届出るに及ばず

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第十條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條但書に當る異動を生じたるは其事由を詳記し其年乃九月一日より同月十五日迄に戸主より本籍の戸長に届出可し但九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者の三日以内本籍の戸長に届出可し

○徴兵令

五十一

○徴兵令

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地に於て徴集に應せんと欲するとき其居住する者(戸主)を以て証人と爲し八月十五日迄に戸主より其旨を本管廳に願出可し但三十條の届書の寄留地の戸長に差出す可し

第三十八條 現役兵在營在艦中は定額の日給を與へ服食等を給す

第三十九條 疾病或は犯罪等よて期限に際入營し難き者の其事由を詳記し其疾病に罹る者の醫師の診断書を添へ即日戸長に届出可し其事故止むときは亦同じ

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事

故猶止まざるるとき之を翌年廻しの者と爲し翌年更に検査を遂げ他の徴員に先ち徴集す可し但戦時若くは事變に際し兵員を要するときは翌年徴集の期を待たず徴集す

第四十一條 兵役を免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又の逃亡若くは潜匿したる者又の正當の故なく検査所に參會せず又の第三十五條第三十六條の届出を怠りたる者の抽籤の法を用ひず直に現役に徴集し又の翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐる者に先ち抽籤法を用ひず徴集す

第四十二條 常備現役年期の計算の總て其入營年の四月三

○徴兵令

○徴兵令

十日(第四十一條に掲ぐる者の入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年期の計算の其定例編入す可き年の四月二十日より起算す但禁錮の刑に處せられ又ハ監視に付せられ又ハ逃亡したる者其刑期中に日數及び逃亡中の日數は服役年期に算入せず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を爲さざる者及び檢査時日の指定を受け正當の故なく其場所を參會せざる者は三圓以上三拾圓以下の罰金を處す

第四十四條 兵役を免れんが爲め逃亡し又は潛匿し若くハ

身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲ある者は一月以上以下の重禁錮に處し三圓以上三拾圓以下の罰金を附加す

第四十五條 本令施行の爲めに要する規則は別に布達を以て之を定む

第 第	軍管師管	國 名
		武藏ノ内、(麴町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區 麻布區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區 本郷區 下谷區 淺草區 横濱區 荏原郡 南豊島郡 北豊島郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 新坐郡 入間郡

○徴兵令

○徵兵令

五十六

第 一		第 二		第 三		第 四	
高麗郡 比企郡 橫見郡 秩父郡 兒玉郡 那珂郡 賀美郡 大里郡 旛羅郡 榛澤郡 男衾郡 相模 甲斐 伊豆 上野 信濃ノ内 (南佐久郡 北佐久郡 小縣郡 埴科郡 更科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡)		武藏ノ内 本所區 深川區 南葛飾郡 北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡 安房 上總 下總 常陸 下野		陸前ノ内 (仙臺區 名取郡 柴田郡) 磐城 岩代 羽前 越後 佐渡		陸前ノ内 (宮城郡 黑川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 本吉郡 挑	

第 二		第 三		第 四		第 五		第 六		第 七			
生郡 牡鹿郡 氣仙郡 陸中 陸奥 羽後		尾張ノ内 名古屋區 愛知郡 葉栗郡 中島郡 海東郡 海西郡 知多郡 信濃ノ内 (東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 上伊那郡 下伊那郡 益訪郡) 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内 (南牟婁郡 北牟婁郡)		尾張ノ内 (東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡) 美濃 加賀 能登 越中 飛彈 越前		攝津ノ内 (東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡) 紀伊ノ内 (和歌山區 名草郡 海部郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 東牟婁郡 西牟婁郡) 山城 大和 河内 和泉 近江 伊賀							

○徵兵令

五十七

○徵兵令

五十八

四	八第	攝津ノ内 (神戸區 西成郡 島上郡 島下郡 豊島郡 能勢郡 八部郡 菟原郡 武庫郡 川邊郡 有馬郡) 播磨 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡 伯耆
五第	九第	安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門
五第	第十	阿波 讃岐 伊豫 土佐
六第	第十	肥后 日向 大隅 薩摩 沖繩
六第	第十	豊前 豊后 筑前 筑后 肥前 壹岐 對島
七第		渡島 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島

軍管ハ軍團の諸兵師管ハ師團の諸兵を徵集す徵兵ハ現

今沖繩縣に之と行はず北海道よ於てハ第七軍管の鎮臺を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之を行ひ第二軍管の管轄に屬せしむ

徵兵令 終

○徵兵事務條例

布達第拾八號

十七年七月十九日

徵兵事務條例別冊の通相定む

右布達候事

(陸軍海軍兩卿連帶)

○徵兵事務條例

五十九

○徵兵事務條例

別冊

徵兵事務條例目錄

- 第一章 徵兵事務官及び其職掌
- 第二章 徵兵検査所及び徵兵署
- 第三章 各自届出
- 第四章 下調
- 第五章 徵員配當
- 第六章 検査準備
- 第七章 検査
- 第八章 抽籤準備
- 第九章 抽籤
- 第十章 簿冊表面調製
- 第十一章 現役兵編入順序

- 第十二章 新兵入營前ノ扱
 - 第十三章 歸休歸省
 - 第十四章 補充員及び豫備徵員
 - 第十五章 一年志願兵
 - 第十六章 臨時徵兵事務
 - 第十七章 雜則
 - 第十八章 附則
- 徵兵事務條例人民用抄

第五章 徵員配當

第三十二條 毎年徵集す可き陸軍新兵の員數は陸軍卿之を告示し海軍新兵の員數は海軍卿之を告示す可し

第六章 検査準備

○徵兵事務條例

○徴兵事務條例

六十二

第四十條 壯丁中疾病處刑又は逃亡失踪等よて検査所より出頭せざる者あるときは戸主或ハ親族の者より逃亡失踪等の者は其事由書より戸長の奥書証印憲兵部若くは警察署の証認を受け疾病の者は醫師の診断書(第五書式)處刑中の者の刑名宣告書寫を以て郡區長を経て徴兵検査所に届出可し但起居自在ならざる疾患よして車駕等を用ふるも出頭する能はざる者の其家に就き之を検査し若くは他の検査所より出頭せしむる等府縣駐在官府縣兵事課長商議して之を處分す可し

第七章 検査

第四十二條 検査の概ね十一月十日より始め第三十四條に掲ぐる所の諸員徴兵検査所と巡行し其事務を調理す

第四十三條 戸長より検査の達を受けたる者は戸長より従ひ指定の日時より其場所に出頭し府縣駐在官府縣兵事課長の面前に於て身體の検査を受く可し

第四十四條 身體検査を爲すときは郡區駐在官區長列席し郡區駐在官の壯丁名簿壯丁異動名簿中徴兵の部に記載したる順序に壯丁を呼出し醫官は徴集検査規則より據り體格を検査し合格の者は更に其體格の等位を區別す不合格の者及び身幹四尺九寸未満の者の地方醫員をして之を検査

○徴兵事務條例

六十三

○徴兵事務條例

六十四

表に記駐せしめ醫官之を捺印して府懸駐在官に差出す可し但四尺九寸未滿の者及び不合格者の骨相の検査表に記駐するを要せず唯其尺度并骨相の部主任の醫員捺印す可し

第四十七條

壯丁中癩癩、狂病、白痴、夜盲、聾啞、遺尿等の

如き疾病あり其狀を申告せんとする者は平素其病狀を熟知する近隣の戸主二人以上の証書を添て検査所へ申出可し醫官に於て相違なしと認定するときは之を奥書証印す可し若し認定すること能はざるときは府懸駐在官に致せ可し駐在官の之を徴集の部に加ふ可し

第五十三條

近衛諸兵の總て品行方正にして且體格最健

全なる者より之を撰ぶ可し其身幹砲兵の五尺五寸以上歩兵騎兵工兵の五尺三寸以上の者たる可し

第五十四條

鎮臺に屬する諸兵の身幹砲兵は五尺五寸以上

歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺三寸以上の者たる可し若し不足するときは砲兵は五尺四寸以上歩兵騎兵工兵輜重兵は五尺二寸以上の者を以て之に充て仍は不足するときは臨時其定尺を減することある可し

第五十五條

陸軍雜卒又は職工とて徴集する者は身幹五

尺以上にして雜卒又は職工の勤務に適當の者より之を撰

○徴兵事務條例

六十五

ふ可しと雖も若し所要の人員不足すると認め其體格五種兵より亞く者又は身幹四尺九寸以上にして各其勤務に堪ふ可き者より之を撰ぶ可し

第五十六條 海軍兵は左に掲ぐる項目の順序に従ひ之を撰ぶ可し其身幹水兵火夫は五尺以上を定尺とす

第一項 航海學又は機關學卒業の者

第二項 西洋形船舶に乗組の者

第三項 瀛車或は諸製造所等に於て機關手又は火夫の業に従事する者

第四項 現に前諸項の職業に従事せしと雖も一個年以

上嘗て之に従事せし者

第五項 日本形五百石以上の船舶に乗組の者

第六項 日本形五百石未満の船舶に乗組の者

第五十七條 海軍職工として徴集する者は身幹四尺九寸以上として其勤務に適當の者より之を撰ぶ可し

第八章 抽籤準備

第六十二條 籤丁名簿は籤丁の姓名住所を記し又籤札は左式の如く厚紙を凡そ方三寸に切之を四つ折にして中分を拈り合格者の數に應じ調製す可し

○徴兵事務條例

籤札

近衛（鎮臺） （海軍） 何兵第何番

第十一章 現役兵編入順序

第七十四條

現役兵に編入の順序は左の如き

一 徴兵令第四十一條に當る者

年齢の順序又同年齡の者は誕生日の順序に従ふ

二 徴兵令第四十條に當る者

第一項の者より亞々年齢の順序又同年齡の者の誕生日

生日の順序に従ふ

三 徴兵令第十條に當る者

第二項の者より亞々年齢の順序又同年齡の者は誕生日の順序に従ふ

四 現役當籤の者

第三項の者より亞々當籤番號の順序に従ふ

五 補充員當籤の者

歩兵に在ての師管徴兵区内其他の軍管徴兵区内より平均し當籤番號の順序に従ふ

第十二章 新兵入營前の扱

○徴兵事務條例

○徵兵事務條例

七十

第七十六條 現役籤入當りたる者は入營の命を待つものなるが故五日間往復する能はざる地に出るを許さず

第七十七條 新兵の概ね毎年四月二十日より五月二十日迄入營せしむ可し

第八十條 新兵入營の期に臨み父母の重病或は死没等の故を以て入營延期を願ふ者は戸主又は親族の者より事實を詳記し(其重病は醫師の診断書第五書式を添へ)戸長郡區長與

書證印し郡區駐在官を経て府縣駐在官入願出るに於ては詮議の上十四日以内の延期を許す可し

第八十二條 入營延期の許可を得たる者期満つれば即日戸

長に届出戸長は直に出發せしめ其旨を近衛局鎮守府又は入營地の後備軍司令部へ届出可し

第八十三條 新兵入營の期に臨み其身疾病犯罪等よて入營し難き旨戸長に届出るときは戸長與書證印を郡區長を経て近衛局鎮守府又は入營地の後備軍司令部へ届出可し其事故止むるとき亦同じ尤も疾病延びて十五日以上に及ぶ者は最初届出の日より三十日毎に届出其年九月一日に至るも事故尙止まざる者の本人所持の番號割符を添へ同月十五日限り郡區長を経て府縣廳に差出し府縣廳より之を徵兵署に送る可し

○徵兵事務條例

七十一

○徴兵事務條例

七十二

第八十四條 新兵入營前甲府縣より乙府縣に轉籍又は全戸寄留する者は即日戸主より甲府縣戸長に届出戸長は郡區長を経て府縣廳に届出可し又乙府縣に到着するときの前同様の手續を以て番号割符を添へ届出可し然るときは甲府縣の當籤番號を存し他日入營の時よ至り乙府縣同番號の者に次て入營せしむ可し但本人より轉籍又之全戸寄留の旨を甲乙府縣の郡區駐在官へ届出可し

第十三章 歸休歸省

第八十五條 徴兵例第十七條に照して徴集と猶豫するは抽籤以前該條項に當る者に限る但戸主若くは父兄等死没し

又ハ重罪の刑に處せられ或ハ癡疾不具等となり本人を要するよあらざれば一家の生計を營むよと能はざるときハ詮議の上郷里に歸休せしめ又は第一豫備徴員に編入す
抽籤後養子又は他家の相續人となり前項の事故を生ずるも詮議よ及ばず

第八十六條 前條但書に當る者の戸主又は親族の者より其事由を詳記し戸籍寫若くは刑名宣告書寫若くは醫師診斷書第五并同郡區内現役兵の戸主たる者二人以上をして事實を證せしめ戸長郡區長奥書證印の上郡區駐在官を経て府縣駐在官へ差出し該官は後備軍司令官を経て近衛局

○徴兵事務條例

七十三

○徵兵事務條例

七十四

鎮臺或は鎮守府に申牌し近衛局鎮臺の陸軍省に鎮守府の海軍省も開申す可し但癩疾不具等の者の陸海軍醫官をして地方醫師診斷書の當否を判定せしめ又ハ府縣駐在官及び其地陸海軍醫官をして其家に就き検査せしむるよとある可し

第八十九條 現役兵在營在艦中父母の重病或は死亡等よて歸省を願ふときハ其戸主又は親族の者より事實を詳記し（其重病ハ醫師の診斷書第五書式を添へ）戸長郡區長の奥書證印を以て直ヨ本人所屬の隊或は鎮守府ヨ願出るに於ては詮議の上往復を除き十四日以内の歸省を許す可し尤も旅費ハ自辨たる可し但生兵二等若水兵二等若火夫の卒業ヨ

至らず或は臨時演習觀兵の擧あるとき又ハ航海中は本條の限ヨ在らず

第十四章 補充員及び豫備徵員

第九十條 補充員ハ臨時補缺を除くの外鎮臺に於て毎年九月一日の現役兵缺員に應じ概ね十月二十日より同月三十一日迄ヨ入營するものとす但近衛兵海軍兵ヨ在ては近衛局海軍省より所要の人員を九月二十日迄に陸軍省ヨ通牒し陸軍省ハ之を各軍管に賦課す可し

第九十一條 補充員入營の期に臨み疾病又は犯罪等にて入營する能はざる者の其事實を詳記し本人所持の番號割符

○徵兵事務條例

七十五

○徴兵事務條例

七十六

を添へ（疾病は醫師の診断書第五書式を添へ）速に戸長に届出可し戸長の奥書證印し郡區長を経て府縣廳に差出す可し該廳に於ての其次番號の者より順次に繰上げ徴集人員を充實し入營せしめ其旨を府縣駐在官に通牒す可し

第九十四條 補充員の十日間を往復すること能はざる地より出るを許さざればとも已むを得ざる事故を生じ其日限を越ゆる地に出てんことを欲する者の事實并に往先を詳記し戸長郡區長の奥書證印を受け郡區駐在官より出願す可し

第九十五條 補充員にして現役を志願する者の本人の願書に親族連署し戸長郡區長の奥書證印を受け郡區駐在官より

願出るときは詮議の上當籤番号の順序に拘はらず補充員徴集同時之を入營せしむ可し

第九十六條 補充員身上より異動を生ずるときは戸主又の親族の者より三日以内に戸長より届出戸長郡區長奥書證印し郡區駐在官を経て之を府縣駐在官より届出可し

第九十七條 補充員にして甲府縣より乙府縣に轉籍又は全戸寄留する者は第八十四條の例に據る可し

第九十八條 補充員にして第八十五條但書に當る事故を生じ徴集猶豫を出願する者の第八十六條の手續に據り主務省に開申す可し但主務省に於ての詮議の上第一豫備徴員

○徴兵事務條例

七十七

に編入へんにふす可し

第九十九條 第一豫備徴員身上に異動を生ずるときは戸主
又ハ親族の者より三日以内に戸長に届出戸長は第九十六
條の例ひいに據り之を處分しよぶんすへし

第一百條 第一豫備徴員にして十五日間又往復すること能は
ざる地りよこに旅行せんと欲する者の其往先そのゆくさきを詳記し戸長郡區
長を経て郡區駐在官に届出て然る後旅行す可し但其届書
にハ旅行中徴集の命あるときは直に之を通牒す可き者の
姓名住所を記入きじふす可し

第一百一條 徴兵令第卅二條に據り第二豫備徴員たふちよめんとなる者の
其年四月二十日又至いたれハ別ゆいに命なくして第二豫備徴員ふ
編入へんませられたる者と心得可し

第二豫備徴員年齢三十三歳となる年の四月廿日又至いたれハ
別べつに命なくして國民兵役こくみんへいあきに編入せられたる者と心得可し
第一百二條 補充員服役年期の計算は現役兵と同しく四月二
十日より起算きさんし第一豫備徴員服役年期の計算けいさんは其編入す
可き年の四月二十日より起算す可し但第八十七條又當り

第十五章 一年志願兵

第一百三條 徴兵令第十一條に據り一個年間現役げんあきに服ぶくせんこ

とを志願する者は毎年九月一日より同月十五日迄其願書第二十を戸長又差出す可し戸長は之に奥書證印し郡區長を経て十月一日限り府縣廳に差出し府縣廳より之を徵兵署に送る可し

第一百四條 志願者は當分の内各自の志望に由り歩兵看護卒及む看馬卒の内に就き其種類を撰ひ出願することを得

第一百五條 食料被服等の自辨金一名金壹百圓として其現品は官より之を支給す但自辨金は二月一日迄府縣廳を経て鎮臺に納む可し

徵兵令第十一條第二項又據り若干月にして歸休を命した

依者より殘金を返付す可し

第一百八條 志願兵現役一個年を終れば六個年間豫備役に服す可し

第一百九條 志願兵中品行方正勤務勉勵にして技藝又熟達し下士の任に堪ふ可き者に其適任證書を付與す可し又教育上拔群の結果を得たる者は豫備役下士に任し士官適任證書を付與す可し

第一百十條 志願兵検査所往復及び入營歸郷の旅費之總て自辨す

○徴兵事務條例

八十二

第百十一條 戦時若くは事變に際し兵員を要するとき左に掲ぐる項目の順序に従ひ徴集す可し

一 徴兵令第四十條の事故止みたる者

二 補充員

三 第一豫備徴員

四 徴兵令第十七條に當り徴集を猶豫せし者

五 第二豫備員

第百十二條 豫備徴員の年次を逐ひ服役日尙淺き者より當籤番号の順序に従ひ之を徴集し又徴兵令第十七條に當り徴集を猶豫せし者之項目及び當籤番号の順序に従ひ之を

徴集す

第百二十條 國民兵を徴集する方法に別に之を定む

第十七章 雜則

第百二十一條 徴兵令第十條に據り現役志願の者の其願書第二十條の戸長郡區長の奥書證印を受け徴兵検査所に出願す可し但検査所へ往復の旅費の合格者限り官給す

第百二十二條 徴兵令第十七條第十八條第一項乃至第三項及び第十九條に當る者年齢満二十七歳以下にして現役を志願するときの前條の手續を以て徴兵検査所に出願す可し但旅費の前條に同じ

○徴兵事務條例

八十三

第二百二十二條 徵兵令第十一條及び第十八條第二項の卒業證書の學期二個年以上の學校に於て二個年以上の課程を卒りたる證書に限る

第二百二十四條 徵兵令第十七條に當る者を徵集するときは其項目の順序に従ふ可し

第二百五條 徵兵令第十七條第一項及び第二項の兄弟は同戶籍中の實兄弟に限る

第二百二十六條 徵兵令第十七條第一項の兄弟同時徵集し當り検査の上共々合格するときは情願し據り一人を猶豫す可し

前項の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは各自届出を爲す年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長に届出可し

第二百二十七條 武官并に陸海軍生徒の兄弟の徵兵令第十七條第一項第二項に據るの限に在らず

第二百二十八條 豫備兵後備兵召集中死没又ハ公務の爲め負傷し若くハ疾病に罹り免役しざる者乃兄弟徵集に當るときに徵兵令第十七條第二項に據り徵集猶豫に屬す可し

第二百二十九條 徵兵令第十七條第一項の現役兵の兄或ハ弟一人の徵集を猶豫すべしと雖も現役中の者其年四月現役

○徴兵事務條例

八十六

満期或ハ脱走中又ハ歸營償勤中なるときハ徴集ニ應ス可
ク

第三百三十條 徴兵令第十七條第十八條第十九條及び第二十
一條に當リたる者七個年間に其資格ト失ヒたるときハ徴
集すと雖も更に徴兵令第十七條及び第十八條第七項に當
る者并ニ陸海軍生徒とある者は徴集猶豫に屬ス可シ

第三百十一條 各自届出後即チ九月十六日以後に於テ徴兵
令第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生徒を除ク第十九條

及び第二十一條ニ當るも徴集猶豫の限ニ在らずと雖も翌
年四月十一日以後九月十五日迄ハ該條項の名稱を得たる

者は徴集猶豫に屬ス可シ

第三百二十二條 徴兵令第十八條第三項の生徒にして二個年
以上の課程を卒リたる者の同令第三十一條ニ據リ第一豫
備徴員に編入す可きを以テ徴兵検査時限ニ至れば郡區長
より其學校に通牒し最寄の徴兵検査所に出願せしめ身體
の検査を受けしむべシ

第三百三十三條 徴兵令第十八條第三項ニ掲げたる官立大學
校ニ準ずる官立學校ハ左の如シ

- 一 工部大學校
- 二 農商務省駒場札幌農學校

○徴兵事務條例

八十七

○徵兵事務條例

八十八

三 司法省法學校

第三百三十四條 徵兵令第十八條第一項第二項第三項第四項
第十九條第二十條第五項を除く及び第二十一條に當る者其事故
止むたるべきの學校長若くは所屬長より本人所管の府縣
廳に通牒すべし

第三百三十五條 徵兵令第十九條に掲ぐる修業一個年以上の
課程を卒りたる生徒とは該校に於て其課程を卒りたる者
のみを限らず他の學校より入學し一個年以上の課程を卒
りたる生徒を編入せられたる者亦該條に因り徵集猶豫に
屬すべし

第三百三十六條 官吏判任以上及び戸長の徵兵令第二十條第一項
に據り召集を猶豫すと雖も準官吏の該條項に據り召集を
猶豫するの限に在らず

第三百三十七條 附籍戸主及び其嗣子或は承祖の孫の徵兵令
第二十二條第一項に因り徵集すと雖も其戸主徵兵令各自
届出期限即ち九月十五日以前に一戸を設立するときは徵
兵令第十七條第三項及び第五項に因り徵集猶豫に屬す可
し但分家し又は絶家若くは廢家を再興したる戸主にして
更に附籍したる後別一戸を設立するも本條の限にあら
ず

○徵兵事務條例

八十九

第三百三十八條 徴兵令第二十二條第四項の嗣子或は承祖の孫の徴集すと雖も其戸主分家又は絶家廢家再興後癱疾不具等となり一家の生計を營むこと能はざるるとき又は重罪の刑に處せられたるときは徴集猶豫に屬すべし

第三百三十九條 徴兵令第二十二條第二項の嗣子或は承祖の孫の徴集すと雖も各自届出を爲す年の九月十五日迄に前嗣子承祖の孫若くは相續人中の者癱疾又は不具等となり一家の生計を營むこと能はざる者に齊しきとき又は重罪の刑に處せられたるときは徴集猶豫に屬す可し

第四百十條 徴兵令第二十二條第二項に當る嗣子或は承祖の孫にして其第六項に因り戸主となりたる者及び其第七項の戸主は徴集すと雖も其徴集に應ず可き年の一月迄に前戸主中の者已に六十歳に至るか又各自届出を爲す年の九月十五日迄に癱疾又は不具等となり一家の生計を營むこと能はざる者に齊しきとき又は重罪の刑に處せられたるときは徴集猶豫に屬す可し

第四百十一條 徴兵令第十七條第三項第二十二條第三項及び第七項に掲ぐる六十歳又同令第二十二條第五項及び第九項に掲ぐる五個年は徴集に應ず可き年の一月を以て分界と爲すべし

○徴兵事務條例

九十二

第四百二十二條 徴兵令第十八條第五項第六項に當る者の事故の存する間徴集猶豫に屬すと雖も毎年検査所に出頭し身體の検査を受くべし

第四百二十三條 徴兵検査呼出又は入營に際するときは民事訴訟の爲め裁判所の召喚ありと雖も検査又は入營日時を延期せず

第四百二十四條 戦時若くは事變に際しては第八十條第八十五條但書及び第八十九條に當る事故生ずと雖も詮議及び

第四百二十五條 徴兵令第十七條第四項及び同令第二十二條

の諸項に當る廢疾又は不具等として一家の生計を營むる能はざる者の徴兵検査所に呼出し検査す可し但起居自在ならざる疾患にして車駕等を用ふるも出頭する能はざる者は府縣駐在官醫官及び府縣兵事課長其家に就き検査することある可し

第四百二十六條 前條の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは適齡者の各自届出を爲す年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長に願出本籍戸長に届出可し

第四百二十七條 徴兵署閉鎖後徴兵令第三十六條に當る者は翌年之を徴集す可し

○徴兵事務條例

九十三

○徴兵事務條例

九十四

第四百十八條 徴兵令第四十一條に當る者其年疾病或ハ犯罪等にて期限ハ際ニ入營すること能ハずして九月一日ハ至るも事故尙止まざるるときハ翌年更に検査を遂げ仍ハ先入兵として徴集す可シ

第四百十九條 徴兵令第四十一條に當る者として爾後同令第十七條第十八條第四項第五項第六項及ハ第十九條ニ該當すと雖モ徴集猶豫の限ニ在らず

第五百十條 徴兵既行の地在藉の者として沖繩縣及ハ北海道内徴兵未行の地ニ轉藉し更ニ他の府縣に寄留する者と寄留地に於て各自届出を爲し其本籍の者と同じく徴集

ニ應す可也

徴兵未行の地ニ單身寄留の者と本籍地ニ歸り應す可しと雖モ全戸寄留者として徴集猶豫ニ属すべし

第五百十一條 徴兵令第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を怠り又ハ兵役を免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲を用ひ又ハ逃亡潜匿したる者又ハ正當の故なく検査所ニ參會せざる者あるときニ普通治罪法の手續ニ據り之を告發すべし

第五百十二條 徴兵署又ハ徴兵検査所ニ差出すべき願書の三通届書と二通徴兵署宛ニて差出すべし

○徴兵事務條例

九十五

○徴兵事務條例

九十六

第十八章 附則

第百五十三條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄は満二十歳となりたる者にして舊徴兵令第二十八條に當り國民軍の外免役に屬する者新徴兵令に照し常備年期の第七年検査期限内に在て名稱を罷めたるるときは更に徴集に應せしめ其第七年検査時限を經過する者と舊徴兵令にて處分せし儘之を名簿に据へ置く可し

第百五十四條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄は満二十歳となりたる者にして舊徴兵令第二十九條第三十條第三十一條及び第三十四條に當り平時免役又は徴集猶

豫に屬する者新徴兵令に照し常備年期の第七年検査時限内に在て名稱を罷めたるときは更に徴集に應せしめ其第七年検査時限を經過する者は新徴兵令第三十二條に據り第二豫備徴員と爲す可し

第百五十五條 現今豫備兵服役中の者は最初豫備軍に編入せし年の四月二十日より起算し四個年の役を服せしめ満期の後後備兵役に服せしむ但定期に在らずして臨時豫備軍に編入せし者は其編入せし日より起算し四個年の役を服せしめ満期の後後備兵役に服せしむ

第百五十六條 現今後備兵服役中の者の最初後備軍に編入

○徴兵事務條例

九十七

○徴兵事務條例

九十八

せし年の四月二十日より起算し五個年の役に服せしめ満期の後國民兵役に服せしむ但定期に在らざして臨時後備軍に編入せし者は其編入せし日より起算し五個年の役に服せしめ満期まんきの後國民兵役に服せしむ

第五十七條 舊徴兵令第三十六條に據り第一豫備徴兵服役中にして年齢二十七歳を經過せし者及び現に第二豫備徴兵服役中の者の新徴兵令第三十二條に據り第二豫備員と爲す可し

第五十八條 新徴兵令第二十二條の諸項に當る者と雖も其事柄そのことばらの明治六年一月十日即ち徴兵令創定以前に係る者

は該條項を以て處分するの限に在らざ

第五十九條 明治十六年十二月迄に年齢満二十歳となりたる者よして舊徴兵令第六十條第六十一條及び舊徴兵事務條例第八十條の届出を怠たる者明治十七年九月十五日迄に届出ざるときは新徴兵令第四十三條に據り處分す可し

達甲第三十六号

十七年八月十五日

徴兵事務條例布達に付陸軍徴兵事務取扱手續左の通相定候條此旨相達候事

○陸軍徴兵事務取扱手續人民用抄

○陸軍徴兵事務取扱手續

九十九

○陸軍徴兵事務取扱手續

百

第九項 壯丁の身体検査の上合格者の等位を甲乙の二種に區別し体格強壯の者を甲種とし体格甲種に亞き五種兵は適せざるものを乙種とすべし

第十項 砲兵に編入すべき者は体格最健全として視力清明なる者より之を撰ぶべし

第十三項 騎兵は編入すべき者は成るべく資質敏捷にして馬匹を使用するに慣れ其体格の筋肉肥滿に過ぎず又瘦瘠に失せず上体と下体とを比較して股脚稍長き者より之を撰ぶべし

第十二項 工兵は編入すべき者は成るべく木工石工竹工船

工車工鍛工鞆工桶工泥工馬具職屋根職茅屋根木挽職指物職建具職穴藏職井戸堀職捧削職節職杣職舟夫等より之を撰ぶべし

第十三項 輜重兵は編入すべき者は成るべく馬匹を使用するに慣れ且讀書算術を爲し得る者より之を撰ぶべし

第十四項 歩兵に編入すべき者の職業又の技能の有無を問はず身体輕捷にして銃器を執り能く勞動に堪ゆる者を採用すべし

第十五項 近衛兵適當の者不足するとき其不足の鎮臺諸兵適當の者より身幹体格品行を撰み之を補ふべし

○陸軍徴兵事務取扱手續

百一

○陸軍徴兵事務取扱手續

百二

第十六項 雑卒若くは職工適當の者不足するとき其不足の体格の五種兵より亞く者より之を補ひ尙不足するときの身幹四尺九寸以上にして体格甲種の者より之を補ふものとす

第十九項 徴集相當にして合格の者抽籤以前現役を志望するときは徴兵署に於て身幹職業に従ひ現役編入順序に據て許可すべし

第二十項 徴兵事務條例第二百二十二條に當る志願者の徴兵令第十條に當る者の次に列し又前條の志願者の尙は其次に列し之を現役に編入すべし

第二十一項 一年志願兵合格の者は抽籤の法を用ひず年齢の順序又同年齡の者は誕生日の順序に従ひ別府縣及び種類毎に一貫の番號を附すべし

徴兵事務條例 終

○古物商取締條例

第五十號

古物商取締條例別冊の通制定し明治十七年二月一日より施行す

右奉 勅旨布告候事

○古物商取締條例

百三

○古物商取締條例

百四

明治十六年十二月廿八日

太政大臣三條實美
内務卿 山縣有朋

別冊

古物商取締條例

- 第一條 こぶつしやう 古物商といふ古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、漬金銀を賣買する營業者を云ふ
- 袋物屋、小間物屋、鼈甲屋、時計屋、鋸屋、箔打屋、煙管屋にして其營業に屬する古物を賣買交換する者及び刀鋸商は此條例に準據すへし
- 第二條 かんが 古物商は管轄廳（東京府は警視廳）の免許を受べし
- 第三條 こぶつしやうしあそ 古物商品物を賣買し又は交換したるときは警察官

に於て其物品及び賣主讓主を調査するに差支なき様簿冊に記載し且買主讓受主を詳にすることを得たるときは之を記載すべし

第四條 みもとつまつら 身元詳ならざる者より物品を買取り又は交換するよとを得ず但し身元詳なる者其證人たるとき又は警察官若くは巡查の認可を受けたるるときは此限にあらず

第五條 十五年未滿の者白痴風癲者及び雇人（雇主の家よある者）より物品を買取り又は交換することを得ず但父母後見人雇主又の身元詳なる者其證人たるときは此限にあらず

○古物商取締條例

百五

官廳町村學校病院社寺會社の印章記号ある物品の其賣却
を得べきことと證明する證人貳名以上あるを非ざれば之
を買取り又の交換することを得せ

前二項に違背したる者の警察官の命より無代價にて物
品を取戻さるゝよとあるべし

第六條 古物商の營業者たるを否とを問ひ盜罪詐欺取財
の罪又の刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受け
たる者より物品を買取り又は交換し及び寄藏するときは警
察官の許可を受くべし違ふ者の一月以上三年以下の重禁
錮又は三拾圓以上三百圓以下の罰金に處す

第七條 古物商は自宅又は許可を受けたる市場及び買主讓
主の居宅の外に於て物品を買取り又は交換するを得ず
第八條 刀劍又の之を仕込たる器具は身元詳ならざる者及
び盜罪賭博の處斷を受けたる者に賣渡讓渡し又は露店及
び路傍に於て賣渡讓渡することを得ず

第九條 古物商物品を他府縣に運送せんとするとき又の他
府縣より受取りたるるとき其物品の目錄を所轄警察署に
届出つべし警察官の時宜に依り荷作を解き物品を檢査し
之を差押ふることあるべし但費用は届人之を擔當すべし

第十條 贓物の品觸あるとき其到達したる年月日時を其品

○古物商取締條例

百八

觸寫書ふくに附記すべし

第十一條 品觸到達しんぶつたつたつ以後一年内に類似るいじの物品を買取り又は交換し及び寄藏したるとき若くは其以前に得たるまゝ所持したるときは直に所轄警察署しよに届出づべし若し届出でずして其理由そのりゆうを辨解べんかいすること能あたらざる者は第六條の刑に同じ

第十二條 物品の賣買交換を記載したる簿冊及び品觸寫書は十年間保存ほぞんすべし若し亡失ぼうしつしたるときは直に所轄警察署に届出づべし

第十三條 警察官へいさつかんの何時なんどきたりとも古物商の店舖てんぽに臨み物品及び簿冊ほさうの検査を爲し時宜じぎに依り其物品を差押へ又の時々簿冊を差出さしだせしめ之を検査けんさすることあるべし古物商の之を拒むことを得ず

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又は詐偽の届出を爲したる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條第四百一條の處斷しよだんを受けたる古物商は管轄廳くわんかつてう(東京府は警視廳)に於て三月以上三年以下の特別取締とくべつとりしまりに附することを得

○古物商取締條例

百九

○古物商取締條例

百十

第十六條 （とくべつとりしまり） 特別取締に附せられたる者は尙左の項目に従ふべし

- 一 物品を買取り又の交換したるときは其賣主讓主の住所氏名年齢及び物品の形状（徽章番號縞柄摸様損所の類を云ふ）價額年月日時を簿冊に記載すべし
- 二 日出前日没後の物品を買取り又の交換し及び寄藏する（ひのてまへからこりて） ことを得ず
- 三 營業者にあらざる者より物品を買取り又は交換したるときは其物品を原狀の儘五日間保存すべし
- 四 物品を賣渡し又の交換したるときは其物品の形状價額

年月日時を簿冊に記載し且買主讓受主の住所氏名年齢を知り得たるときは之を記載すべし

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署に差出し其検査を受くべし

六 住所を移轉し又は旅行し又の他人を寄泊同居せしめんとするときは所轄警察署の認可を受くべし

第十七條 前條に違背したるものは三圓以上三百圓以下の罰金に處す

第十八條 特別取締に附せられたる者第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金に處せられたるときは直之を

○古物商取締條例

百十一

○古物商取締條例

百十二

納完せしむ若し納完せざる者の留置せらるゝとあるべし

第十九條 古物商一年内又此條例を再犯したるときは行政の處分を以て其營業を禁止し又は停止するよとを得

第二十條 此條例を犯したる者に刑法の數罪俱發の例を用ひず

第二十一條 此條例を犯して買取り又は交換したる物品贓物に係るものゝ營業者に依ると否とを問はず警察署に於て之を追徴して被害者又還附すべし若し被害者知れざるときと之を領置し一年の後官没す

第二十二條 商業上又附て之家屬又之雇人の所爲と雖も營

業者其責み任すべし

第二十三條 此條例を施行する方法細則の警視總監府知事(東京府を除く)縣令又於て便宜取設け内務卿又届出づべし

警視廳甲第五號

明治十七年一月二十五日

古物商取締條例第二十三條に依り細則左の通之れを定む

右布達候事

古物商取締條例細則

第一條 古物商の免許を得んとする者は其願書又組合取締加印の上區又區長郡の戸長の奥印を受け正副二通を警視

○古物商取締條例

百十三

○古物商取締條例

百十四

廳へ差出すべし但特別取締中廢業したる者又は廢業する
と否とを問はず其商家に同居する者其期限内の免許せざ
るものとす

第二條 屬籍住所氏名を轉換し又は廢業しするときは第一
條の手續に依り警視廳へ届出可し但便宜書留郵便を以て
するも妨げ無し

第三條 古物商の警察署一管内を一組とし各種類毎に組合
を設け正副取締を置き諸事取締を爲す可し但組合の人数
の多寡に依り警視廳の認可を受け他の警察管内と合併す
るを得

第四條 古物商は左の看板を製し取締の烙印を受け之を店
頭に掲ぐべし但廢業しする時の取締に於て其烙印を消滅
すべし

古物商の看板

何商 <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 5px auto;"></div>	住所 屋號 氏名
---	----------------

「組合取締の烙印」

長さ一尺五寸
第五條 取締の組合名簿を製し住所屋號氏名年齢を記載し
實印を取り置く可し
第六條 取締の取締に關する諸達及び贓物の品觸等組合申
へ送達し証印を取り置くべし但し品觸の品觸發布手續に

○古物商取締條例

百十五

○古物商取締條例

百十六

依り送達すべし

第七條 古物商の左の各種の帳簿を製し置く可し但品觸簿を除くの外新調の都度所轄警察署の檢印を受く可し

第一 物品買入明細帳 此帳簿には物品買入又は讓受

けたるとき第一號書式を準し記載すべし但條例第四條但書及び第六條乃場合又於て警察官の認可若くは許可を得たるときは其檢印を受くべし第二項第三項も亦同じ

第二 物品賣讓渡明細帳 此帳簿は物品を賣渡し又

讓渡したるとき第二号書式を準し記載すべし

第三 物品預帳 此帳簿に物品を預りたるとき第三號書式に準し記載す可し

第四 品觸帳 此帳簿に品觸到達したる年月日時を記入し散逸せざる様順次綴り置くべし

第八條 古物商として床店又の露店(刀劍商を除く)よて販賣若くは行商をなさんとする者の第一條の手續を以て左の縦形の木札を製し警視廳の檢印を受け床店及び露店に於て店頭に標出し行商の之れを顯はし攜帶すべし若し雇人として本業をなさしむるときは尙雇人の氏名年齢を記載す可し但廢業したるときは第一條の手續により警視廳

○古物商取締條例

百十七

○古物商取締條例

届出鑑札の消印を乞ふ可し

鑑札雛形

雇人の携帯する鑑札は
雇主氏名を肩書すべし

何商	警視廳檢印	住所
		屋號
		氏名
		行商
		床店及
		露店

〔豎七寸〕
〔巾二寸五分〕
〔豎一尺二寸〕
〔巾四寸〕

第九條 古道具及古銅鐵商の類るいとして物品ぶつひんを買廻かひまはるときは其物品あらを顯ひいはに携持けいぢすべし

第十條 商品しょうひんを他府縣たふけんに運送うんそうせんとするときは一日前いちにちまえ（特別取締とくべつしとくしに付せられたる者は三日さんじつ前）又他府縣たふけんより受取り

たるときは到着後たうちやくご一日以内いちにちいらいに所轄警察署しよかけいさつしよへ届出可し

第十一條 他府縣たふけんに運送うんそうする荷物にものつ又は差立人さだてり及び請取人じようとりの住所じよじゆ氏名うぢな并其物品ぶつひんの類名るいめいを標記へうきすべし

第十二條 此規則こゝのきぎに違反ゐはんしたる者古物商取締條例こぶつしよしとくし又明文めいぶんあるの外ほかは違警罪ちゐけいざいの刑けいに處しよせらるべし

第一號 物品ぶつひん買入かひいり明細帳書式めいさいちやうしよしき讓受じやうじゆ

朱書

書式しよしき中其物品ちゆうこゝのぶつひん及び住所氏名等じよじゆしよめいを他日たじつ辨明べんめいすることを得る者は慣例くわんれいに依り屋号やごう又ハ符牒ふてう等を用もちゆるも妨さまたげなし但特別とくべつ取締中しとくしちゆうの者は此限こゝのきんにあらず

○古物商取締條例

○古物商取締條例

何郡何町何番地
何區何村何番地

賣主(又は)讓主 氏名

(特別取締を付せられたる期限
内の年齢を記入すべし
本人身元詳ならざるときは別
に身元詳なる証人を立其住所
氏名を別記すべし)

何年月日 (特別取締を付せられたる期
限内と時刻を記入すべし)

價金何拾圓也

一何色羽重二紋付男小袖

何枚

但 紋丸の中に何々何ヶ所
裏何色袖口何

價金何拾圓何錢也

一何色縮緬女小袖

何枚

但 紋何何ヶ所
胴裏何裾何袖口何

價金何百何圓也

一金側片硝子懷中時計

何箇

但 器械何何國製
番號何萬何千号附屬品何

價金何拾何圓也

一黒塗八寸重箱

全

但 金箔よて何々の紋付
又ハ何々の蒔繪あり

幾品

第二號 物品賣讓 渡明細帳書式

朱書

(書式中其物品及び住所氏名等記載方の第一號書式朱書の

○古物商取締條例

○古物商取締條例

百二十二

例^{おな}よ全^{おな}じ但條例第三條第十六條第四項^よ依^{かいぬしやつりうけぬち}り買主讓受主
の住所氏名等知り得たる時^の之を記載すべし

何^郡何^村何^{番地}

買主(又^い)讓受主 氏 名

(特別取締^よ付せられたる期
限^の年齢をも記入すべし)

何年月日 (特別取締に付せられたる期
限^の時刻をも記入すべし)

價金何拾何圓也

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

價金何拾何圓也

一黒塗八寸重箱

何

前全

一何々

×幾品

第三號 物品預り帳書式

何^郡何^町何^{番地}
何^區何^村

預^ケ主 氏 名

(條例第六條^よ依^り警察官の
許可を受け物品を預りたる
ときは其旨を記入すべし)

何年月日

一何色羽二重紋付小袖

但火盜難保護の爲め預る

○古物商取締條例

百二十三

○古物商取締條例

百二十四

一 黒塗八寸重箱

但何々の爲め預る

一 何々

凡 幾品

第四號 他府縣下運送受取品届書式

記

一 古着荷物

何箇

一 古道具類荷物

何箇

但何縣下何國何郡何村町氏名(エ送り)より着(荷)

右荷物何便を以て何月何日(差立)候間(特別取締に付せ)られたるもの他

府縣下に物品を運送せんとする(到着)候間(此段御届候也)とさし其物品明細書を添可(し)

何郡何村何番地

年月日

何商

氏

名 印

何警察署
御中

○諸布達類

警視廳甲第六號

明治十七年一月廿五日

今般古物商取締條例公布相成候(み付)ては明治九年(十一月)

甲第八號布達八品商取締規則來る二月一日より廢止(はじ)す依て

其鑑札(かんさつ)の同月十五日迄(ひんしよどり)に當廳へ返納(へんかふ)すべし

右布達候事

○甲第七号

明治十七年一月廿五日

○古物商取締條例

百二十五

○古物商取締條例

百二十六

今般甲第六號布達を以て八品商取締規則廢止候處質屋營業者（しや）の儀は従前之規則を遵守し警察署一管内限り組合を設け其組合中より正副取締を置き諸事取締をなすべし
右布達候事

○全乙第三號

明治十七年一月廿五日

區役所 戸長役場

今般古物商取締條例細則施行候付ては古着刀劍及古道具（こやうてつしやう）古銅鐵商の内より各正副取締となるべきもの五名其他の二名づゝ同業中（どうげふちう）於て公撰の上其人名來る二月十日迄可届出尤其人名の内を以て更（もつ）又投票せしめ正副取締員を定むべ

一若（か）一不適當と認む候ときは更（さら）又改撰を命ずる儀も可有之候其旨營業人へ告示すべし

右相達候事

全甲第八號

明治十七年一月廿八日

古物商取締條例細則第三條に依り正副取締撰定候迄ハ元八品商頭取（がいに）於て該事務擔當すべし
右布達候事

○明治十七年二月二日警視總監より全廳第一局第二局及び各警察署へ第八號第九號を以て左の通り達せらる

品觸發布順序左の通り之を定む

○古物商取締條例

百二十七

○古物商取締條例

百二十九

品觸順序

第一條 警察署に於て盜難届二通受けたるときは其一通を馬車便又ハ郵便を以て第一日分を翌日正午迄に第二局へ送付すべし（但書面なき場合と雖も品觸を要する者と認むるときは書記の上本文の手續を爲すべし）

第二條 第二局に於て之を受けるときは二十四時間内ハ其物件の著明なるものを抜萃類別して印刷し付す其印刷時間を亦三十四時内とす

第三條 印刷終れば一面は各警察署へ郵便又は馬車便を以て送付し一面は古物商取締へ下付し品觸發布手續に依り

配付せしむ

第四條 品觸証印帳の返付を得るときは其配賦の時間を調査し順次編冊し後証み供すべし

品觸發布手續別紙之通古物商取締へ相達候條爲心得此旨相達候事

別紙

品觸發布手續

第一條 品觸之第二局より古物商毎戸一部の宛を以て取締み下付す取締み於ては遅くも區ハ三十六時間郡ハ三日間内に組合中に配賦すべし但該印刷の費用之月末取締み於

○古物商取締條例

百二十九

○質屋取締條例

百三十二

質屋取締條例別冊の通制定し明治十七年五月十五日より施行す

右奉 勅旨 布告候事

別冊

質屋取締條例

第一條 質屋營業を爲す者は管轄地 東京府の 警視廳 の免許を請くべし

第二條 質屋之質物臺帖を備へ其紙數を記し所轄警察署の 檢印を請くべし

第三條 質物臺帳及び警察官に於て質物貸金質入主及質入受戻入換の年月日を調査するに差支なき様記載すべし但 証人を要するときと質入主及證人の實印を押捺せしめ置 ぐべし

第四條 身元詳ならざる者より質物を取ることを得ず但身元詳なる者証人たるときと此限みあらず

第五條 十五年未滿の者白痴風癲者及雇人雇主の家より質物を取ることを得ず但父母後見人雇主又は身元詳ある者 証人たるときは此限みあらず

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品の其質入し得べきことを証明する証人二名以上あるに非ざれば之

○質屋取締條例

百三十三

○質屋取締條例

百三十四

を質物に取ることを得ず

前二項に違背せたる者の警察官の命に依り元利金を償ふこと無く質物を取戻さるることあるべし

第六條 盗罪詐欺取財の罪又之刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品を質に取り又之寄藏したるときは直ニ所轄警察署に届出べし

第七條 贖物は疑ある物品又は身柄不相應と認めたる物品を持來る者あるときと直に所轄警察署又之巡行の警察官に密告すべし

第八條 流質物を賣拂はんとするときは五日以前其物品

目錄を所轄警察署に差出すべし

第九條 流質物を賣拂ひたるときは警察官に於て其物品代價及買主を調査するに差支なれ様流質物賣拂帳に記載すべし

第十條 贖物の品觸あるときは到達したる年月日時を其品觸寫書に附記すべし

第十一條 品觸到達以後一年内類似の物品を質し取り又は寄藏したるとき若くは其以前の質物及寄藏品中に類似の物品を發見したるときは直ニ所轄警察署に届出べし

第十二條 質物臺帳流質物賣拂帳及品觸寫書の十年間保存

○質屋取締條例

百三十五

○質屋取締條例

百三十六

すべし若亡失したるときは直ニ所轄警察署ニ届出べし

第十三條 警察官の何時たりとも質屋の店舗ニ臨み質物及帳簿の検査を爲し時宜に依り其質物を差押へ又は時々帳簿を差出さしめ之を検査するとあるべし質屋の之を拒むとを得ず

第十四條 此條例ニ違背し又ハ詐偽の届出を爲したる者ハ二圓以上二百圓以下の罰金に處す

第十五條 此條例を一年内に再犯したる者は行政の處分を以て其營業を禁止し又は停止することを得

第十六條 此條例を犯したる者には刑法の數罪俱發の例と

用ひず

第十七條 營業上ニ付ては家屬又ハ雇人の所爲と雖も營業者其責ニ任すべし

第十八條 此條例を施行する方法細則は警視總監府知事東京府縣令に於て便宜取設け内務卿に届出べし

質屋取締條例 終

○爲替手形約束手形條例

第五十七號

爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

百三十七

第一章 爲替手形

第一節 爲替手形の性質及び法式

第一條

爲替手形は振出人よつ支拂人よ當て記載の金額を

受取人又は其所有權を受けたる人よ拂渡さしむる証券を

謂ふ

第二條

爲替手形よ左の件々を記載し振出人記名調印す

可し

一 金額

二 振出の年月日及び場所

三 支拂の期限及び場所

四 支拂人の氏名

五 受取人の氏名

六 受取人又は其所有權を受けたる人に支拂ふ可き旨

第三條 爲替手形は一の爲替に付き同文の手形二通又ハ三

通を振出すとを得此場合に於てハ各通に番号を附し内一

通よ對し支拂を爲えたる時ハ他の各通は無効たる可きと

を記載す可し

第四條 爲替手形の金額ハ五圓以上に限る者とす

第二節 支拂期限

第五條 爲替手形の支拂期限は左の如く區別す

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

百四十

一 一覽拂

二 定期拂

三 一覽後定期拂

第六條 一覽拂の手形ハ其呈示を受けたる時直に仕拂ふ可
き者トす

第七條 定期拂の手形ハ手形に定めたる期日に支拂ふ可
き者トす

第八條 一覽後定期拂の手形ハ一覽濟の日より其日數を起
算し手形に定めたる期日に支拂ふ可き者トす

第九條 一覽拂の手形及び一覽後定期拂の手形ハ振出の日

一附より三ヶ月以内に之を呈示す可し

第十條 定期拂の期限ハ振出の日附より一覽後定期拂の期
限ハ一覽濟の日より六ヶ月以内と爲す

第三節 爲替資金

第十一條 振出人は支拂人に對し爲替資金を交付するの義
務ある者トす

第十二條 振出人より支拂人に對し貸方計算ある時は之を
以て爲替とす資金に供用するとを得

第四節 裏書

第十三條 爲替手形は裏書を以て其所有權を移轉するとを

○爲替手形約束手形條例

百四十一

○爲替手形約束手形條例

百四十二

得

第十四條 裏書又は買請人又は讓請人の氏名及び年月日を

記載し賣渡人又ハ讓渡人氏名住所を記し調印す可し

第十五條 裏書人は振出人及び自己以前の裏書人と共に自

己以後の裏書人及び手形所持人と對し相連帶して償還の

責任を負ふ者とす

第十六條 手形の裏面又餘白なき時は補箋を爲し裏書と爲

すことを得

第五節 保証

第十七條 振出人裏書人及び支拂人の他人をして手形の支

拂を保証せしむることを得

保証人は其保証の旨を手形又ハ別紙又ハ記載すべし

第十八條 振出人裏書人の保証人は本人義務と欠たる場合

に於て本人に代り他の義務者と相連帶して償還の責任を

負ふ者とす

第十九條 保証人支拂を爲したる時の本人に代り其權利を

有する者とす

第六節 引受

第二十條 定期拂手形及び一覽後定期拂手形の所持人の支

拂人に其引受を求むることを得

○爲替手形約束手形條例

百四十三

○爲替手形約束手形條例

百四十四

第二十一條 支拂人しはらひにんてがた手形てがたの支拂を引受けたる時は其旨及び年月日を手形に記載し記名調印すべし

第二十二條 支拂人手形の支拂を引受けたる時は振出人身代限しよぎんの處分を受けたる場合ばあいと雖も其取消とりけしを爲すことを得ず

第二十三條 支拂人手形の支拂を引受けざる時の所持人は引受ひきうけの拒こぼと証書を受く可し

第二十四條 所持人拒み証書を受けたる時は其旨そのむねを電信書留ていしんしよき郵便ていしんゆうびん其他証據となる可き手續てういぎを以て振出人又は裏書人うらなひに通知つうちうして爲替金額きんがく及び諸費用しよひめうと相當する抵當さうたう又は保証人を以て保証を立てしむることを得

通知を受けたる裏書人うらなひの振出人ふりだしにん又は自己以前の裏書人おのれ以前のうらなひに對し所持人同一の處置しよちを爲すことを得

第二十五條 振出人又は裏書人の内既と相當の保証を立てる者ある時の其以後いごの裏書人の保証ほんしょうを立たてるの義務ぎむを免まぬる者とす

第七節 支拂

第二十六條 手形てがたに貨幣くわへいの種類しゆるいを記したる時の其貨幣を以て支拂ふ可し

第二十七條 手形所持人は支拂期限しはらひきげんに於て其支拂を請求す可し若し定式の祝日祭日或は慣習の休業日に當る時の其

○爲替手形約束手形條例

百四十五

○爲替手形約束手形條例

百四十六

翌日之を請求す可し

第二十八條 手形所持人支拂金を受取る時の手形は領收の旨を記載し記名調印して金額と引換へ支拂人へ交付す可し

第二十九條 一の爲替に付き手形數通ある時の支拂人の其引請を記載したる手形に對し支拂を爲す可し

第三十條 支拂人期限に至り手形の支拂を爲さざる時は手形所持人は支拂の拒み証書を受く可し

第三十一條 支拂の拒み証書を受けたる者は其旨を電信書留郵便其他証據となる可き手續を以て振出人及び各裏書

人へ通知す可し

第八節 拒み証書

第三十二條 支配人手形の引受又は支拂を拒む時は手形は附箋を爲し其旨及び年月日を記載し記名調印す可し之を拒み証書と爲す

第三十三條 支拂人拒み証書を作るとを肯せざる又之其住所分明ならず又不在にて代理人なき時は所持人自ら其始末を記し記名調印して郡區役所若しくは戸長役場の証印を受け拒み証書に代用す可し

第三十四條 支拂人身代限の處分を受けたる場合に於ては

○爲替手形約束手形條例

百四十七

支拂期限前と雖も手形所持人は拒み証書を受くるとを得

第九節 償還の要求

第三十五條 手形所持人支拂の拒み証書を受けたる時は其

日附より十五日以内は振出人裏書人の中一人若くは數人

に對し爲替手形の金額期限後の利子及び拒み証書并に通

知の費用の償還を要求するとを得

第三十六條 第三十五條の要求は對し償還を爲したる裏書

人と其日より十五日以内は自己以前の裏書人又は振出人

の中一人若くは數人に對し自己の償還したる金額及び其

利子を要求するとを得

第三十七條 振出人は爲替資金を支拂人に交附したるの故

を以て償還の要求を拒むとを得ず

第三十八條 要求を受けたる者の拒み証書を附したる爲替

手形及び證據を添へたる計算書と引換へば非れば償還を

爲すに及ばず

第三十九條 第九條の呈示期限第二十七條の支拂請求期限

及び第三十九條第三十六條の要求期限を怠りたる者の裏

書人及び爲替資金を交附したる振出人に對し要求の權利

を失ふ者とする但引受を爲し若くは爲換資金を受けたる支

拂人又は資金を交附せざる振出人に對し第九條第二十七

○爲替手形約束手形條例

條の期限より係る者と振出の日附より起算し第三十五條第三十六條の期限に係る者は拒み證書の日附より起算して三ヶ年間償還を要求するを得

第十節 紛失

第四十條 手形所持人手形を紛失したる時の直に新聞紙其他の方法を以て其手形の流通を止むる旨を廣告し又電信書留郵便其他證據となる可き手續を以て支拂人又通知し其支拂を止めしむ可し

第四十一條 手形紛失人の振出人に紛失の旨を證し代手形を請受け各裏書人をして再び之を裏書せしめ更ニ其手形

を流通するを得但振出人は手形紛失人をして保證を立てしむるを得

第四十二條 手形紛失人代手形を受け得ざる時の支拂期限に至り支拂人に對し眞正の所持人たる旨を證明し支拂を請求するを得但支拂人は手形紛失人をして保證を立てしむるを得

第二章 約束手形

第四十三條 約束手形は振出人記載の金額を受取人又は其所有權を受けたる人に自ら支拂ふべき旨を約束したる證券を謂ふ

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

百五十二

第四十四條 約束手形は定期拂ふして金額は貳拾五圓以上
に限りとする

第四十五條 爲替手形に付き定めたる規則は第三節第六節
其他約束手形の性質に反する條目を除くの外之を約束手
形に適用す可し

第三章 通則

第四十六條 第三十五條第三十六條の要求期限の路程に要
する日數八里毎に一日の猶豫を與ふるものとす

第三十五條 第三十六條の要求期限及び第九條呈示の期限
外國と關係するものは其路程に要する相當日數の猶豫を

與ふるものとす

第四十七條 第一節第四節及び第四十三條第四十四條の規
程に合せざる手形の裏書を以て所有權を移轉するを得
ず

第八號告示 明治十六年一月廿九日

明治十五年十二月第五十七號布告を以て爲替手形約束手形
條例發行相成候に付ての右手形に關する書式の總て別冊雜
形に準據可致此旨告示候事

爲替手形約束手形書式

第一號

○爲替手形約束手形條例

百五十三

○爲替手形約束手形條例

百五十四

爲替手形書式(條例第二條)

○印朱書

○竪四寸八分

表

金、、、、圓

番號	仕拂人	受取人	日附	期限

(割印)

番號

印紙

爲替手形

一金、、、、圓

分五寸八橫

面

右金額 來何月何日 御一覽次第 受取人氏名
 御一覽後幾日目 何某殿又は同人指圖
 人へ此手形引換に御仕拂可被成候也

年月日

何府何町何番地
 何縣何村

何某
 ○印振出人氏名

何府何町何番地
 何縣何村

何某殿
 ○支拂人氏名

本文金額の下に西洋數字を以て更ふ其金額を複記する
 も妨おし尤數字は字々密接に認め改竄乃弊を防ぐに注
 意すべし

○爲替手形約束手形條例

百五十五

○爲替手形約束手形條例

第二號

同(條例第三條)

表	面
番號	
爲替手形	
印紙	
一金、〃、〃、〃、圓	
右金額來何月何日何某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御仕拂可被成候也	
但此手形御仕拂之上は	
〔組之二〕	
〔組之二三〕	
は無効た	
るべき事	
何府何町何番地	何府何町何番地
何縣何村何番地	何縣何村何番地

此手形若き組の二なるときハ但書ニ組之一二三云々と記し組の三なるときハ但書ニ組之一二三云々と記すべし

第三號

裏書の書式(條例第十四條) ○印朱書

裏	面
年月日	年月日
何府何町何番地	何府何町何番地
何縣何村何番地	何縣何村何番地
某印	某印
表書之金額	表書之金額
何某殿又は同人指圖人へ御仕拂可被	何某殿又は同人指圖人へ御仕拂可被
成候也	成候也
○買受人又は讓受人の氏名	○賣渡人又は讓渡人氏名

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

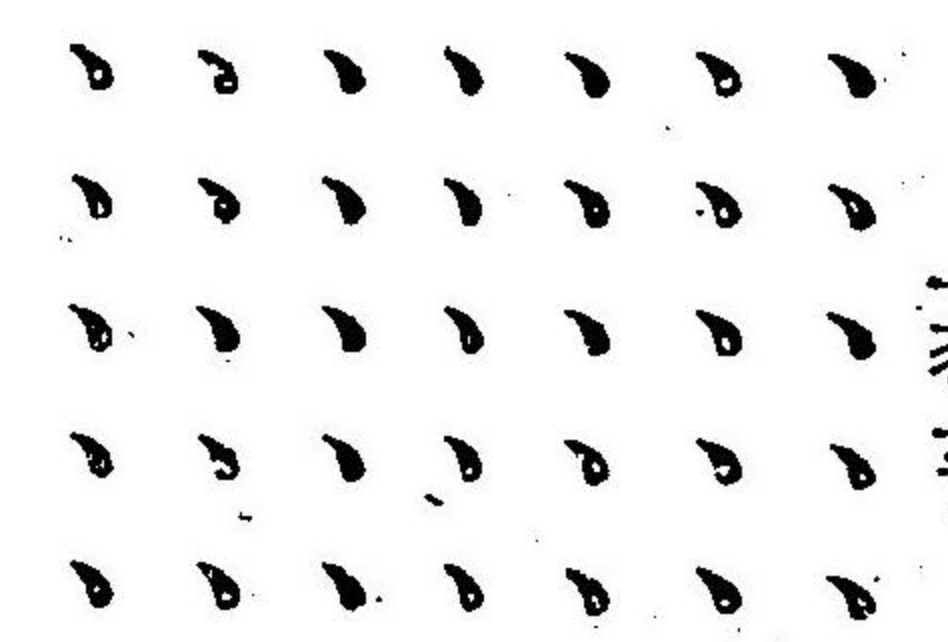
百五十八

第四號

裏書補箋の様式(條例第十六條)

○本紙

○補箋

裏書	○裏書の書式本紙の裏書よ 同し ○補箋を付したる者の實印 印
	

第五号

別紙保証の書式(條例第十七條)

番號	爲換手形
何錢 印紙	
金、、、圓也	
右金額來何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形 引換メ御仕拂可被成候也	
年月日	何府町何番地 何縣何村
何某殿	何府町何番地 何縣何村
	何某印

○爲替手形約束手形條例

百五十九

○爲替手形約束手形條例

百六十

右に謄寫する本手形の金額○保証を受ける者の名何某殿に於て若し仕拂無之節は拙者に於て無相違仕拂可申候也

何府町何番地
何縣何村

○保証人の氏名
何某印

年月日

保証の旨を手形面に記載するときは其保証を受ける者の氏名の次より左の如く記載すべし

右何某保証人

何府町何番地
何縣何村

何某印

第六號

引受の書式(條例第二十一條)

番號

爲換手形

印紙

一金、〃、〃、圓

右金額來る何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形引換へ御支拂可被成候也

何府町何番地
何縣何村

年月日

何某印

○爲替手形約束手形條例

百六十一

○爲替手形約束手形條例

百六十二

何府何町何番地
何縣何村

何 某 殿

○本文支拂の儀引受申候也

○年月日

(何 某印)
○支拂人氏名

第七號

金額領收の書式(條例第二十八條)

裏書

裏

面

○表面の金額正に受取候也

年月日

(何 某印)
○手形所持人氏名

第八號 拒み證書の書式(條例第三十二條)

本手形の金額此に拒却の事由を記すべし(拙者よ
於て(引受)の請求に應じ難く候也

年月日

(何 某印)
○仕拂人の氏名

○爲替手形約束手形條例

百六十三

○爲替手形約束手形條例

百六十四

第九號

條例第三十三條始末書（仕拂人拒み證書を作るとを肯せざる時の文例）

別紙爲換手形（規定の期限内に於て引受期日に至り仕拂）を請求せしに仕拂人何某に於て之れを拒み且拒み証書を作るとを肯せざるに付條例第三十三條に據り此に其始末を自記致し候也

府町何番地
縣村何番地

年月日

何某印
○手形所持人氏名

前書の趣相違無之候也

年月日

郡區役所若くは戸長役場証印

第十號

同（仕拂入住所分明ならざる時の文例）

別紙爲換手形（引受仕拂）請求の爲め本手形に指示したる仕拂人何某住所何（府縣）何（町村）何番地へ差越候處住所不分明に付條例第三十三條に據り此に其始末を自記致し候也

府町何番地
縣村何番地

年月日

何某印

前書の趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場証印

第十一號

○爲替手形約束手形條例

百六十五

○爲替手形約束手形條例

百六十六

同(仕拂人不在なる時の文例)

別紙爲換手形(引受仕拂)請求の爲め支拂人何某方へ差越候處同人不在にて代理人無之に付條例第三十三條に據り此より其始末を自記致候也

何府何町
何縣何村何番地

年月日

何某印

前書之趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場証印

第十二號

約束手形書式(條 第四十三條)

○寸方爲替手形に同じ。印朱書

金、、、、圓

番号	受取人	期限	日附

(割印)

番号

約束手形

印紙

一金、、、、圓也

右金額來何月何日貴殿又は貴殿の指圖人へ此手形

○爲替手形約束手形條例

百六十七

○爲替手形約束手形條例

百六十八

引換又無相違支拂可申候也

何府何町何番地
何縣何村何番地

年月日

何某印
○振出人氏名

何府何町何番地
何縣何村何番地

何某殿
○受取人氏名

約束手形に關する裏書、同補箋、保証、領收、拒み証書、始末書等の書式に總て爲替手形の文例に準ずべし

爲替手形約束手形條例終

○郵便條例日用抄

第一章 郵便物

第一條 凡郵便物別て四種とす 一 書狀 二 郵便葉書

三 毎月一回以上發行する定時印刷物及其附録 四 書

籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、郵紙、營業品の見本及雛形

第二條 何品を問はず此條例に抵触せざるものハ第一種郵便物となすを得

第三條 封緘しうる郵便物の第一種郵便物となすべし

第四條 第二種郵便物を他種の郵便物と合裝するとき總

○郵便條例

百六十九

て第一種郵便物となすべし

第五條 第二種郵便物左に記載しうる所爲あるとき第一種郵便物となすべし 一 截斷又ハ破却したるもの 一 税額印面又ハ郵便切手を額印面又ハ文字を書きたるもの 一 税額印面又ハ郵便切手を貼付したるもの 一 葉を折り之を全く糊着し又は數葉を合せ之を全く糊着したるもの 一 表面又ハ音信文を記載したるもの

第六條 第三種郵便物ハ其發行人より定時印刷物たるを証して驛遞總監の認可を受け驛遞局認可の文字を印刷すべし

但其文字、標題、番號及發行の年月日を見易からしむべし

其附録ハ其本紙の標題、番號、及發行の年月日を印刷し冊子とあさして本紙に添付し且本紙の重量に超過せざるものに限るべし

第七條 第三種第四種郵便物の封緘せざるものとす

第八條 第三種第四種郵便物に音信文又ハ暗號隱語を筆書

するときは第一種郵便物となす

第九條 營業品の見本及雛形は雙方又は一方營業者と往復するものに限るべし

第十條 營業者よあらざるもの間又往復する見本及雛形

は第一種郵便物となすべし

第十一條 異種の郵便物を合装するときと總て其種類中高
税額を課すべき郵便物となすべし但第四條に記載したる
もの此限をわらず

第十二條 郵便物の重量と郵便切手、封皮帶紙の重量を合
算するものとす

第十三條 第三種第四種郵便物（營業品の見本及雛形を除
く）一個の重量三百目を超過すべからず

第十四條 營業品の見本及雛形（みほん ひながた）の一個の重量四十八匁に超
過すべからず

第十五條 郵便物の大きさは曲尺にて長一尺幅二寸、八寸、厚
五寸を超過すべからず

第十條 左に記載したるもの郵便物となすべからず
一 毒藥、劇藥、流動物、流動爆發燃燒腐敗し易き物、孳化す
べき物、動物、植物、及鋒刃器、硝子器、陶器、等の損傷し易
く又他の郵便物を損害すべき物品 一 風俗を害すべき文
書、畫圖、寫真、及物品、一金銀、寶玉、一貨幣但第十章の
規則に従ふもの此限をわらず

第二章 郵便税

第十七條 郵便税の郵便物の種類に従ひ其額を定む 第一

○郵便條例

百七十四

種郵便物重量二匁毎に(二匁未満亦同じ) 二錢 第二種郵便物一葉一錢 第三種郵便物一號一個重量十六匁毎に(十六匁未満亦同じ)一錢、二號又は二個以上一束重量十六匁毎に(十六匁未満亦同じ)二錢、第四種郵便物重量八匁毎に(八匁未満亦同じ)二錢

第二十條 郵便税に過納あるも已に其税額印面に消印したる後の之を還付せず

第二十一條 未納税又は不足税の郵便物の受取人より其額の二倍を徴収すべし 受取人其郵便物を受取りたるるとき其納税を拒むべからず 受取人其郵便物を受取らざして差

出人に還付するときは其差出人より其額の三倍を徴収すべし

第二十二條 未納税又は不足税の郵便物を配達し能はず差出人に還付するときは其額の二倍を徴収すべし 差出前に係る未納税又は不足税の郵便物を差出人に還付するときは亦同し

第二十三條 第十三條第十四條第十五條に背戻する郵便物を差出人に還付するときは未納税又は不足税の二倍を徴収すべし

第二十四條 人民より官廳に差出す郵便物の郵便税完納に限

○郵便條例

百七十五

○郵便條例

百七十六

るべし未納稅又不足稅のもの之差出人に還付し其額の二倍を徵收すべし

第三章 郵便切手 封皮葉書 帶紙

第廿八條 郵便封皮を用ゐるとき其郵便物の重量に因て稅額に不足を生ずるときは郵便切手を以て之を補ふべし

第三十條 郵便帶紙は第三種郵便物一號一個を以て達するものを用ゆべし但重量十六匁以下のものに限るべし

第卅一條 郵便帶紙は第三種郵便物發行人若くは賣捌人の請求に依り驛遞局にて賣下ぐべし

第卅五條 郵便封皮、葉書、帶紙の額稅印紙を切取り郵便切手と代用するも其効用を有せず

第卅六條 郵便切手並封皮、葉書、帶紙の汚班毀損捺印あるもの及稅額印面不明瞭なはもの之其効用を失ふ然れども其未だ使用せざるもの限り二人以上の証人を立て其原由を明瞭ならせむるときは驛遞局に於て定價十分二減して買戻すべし

第卅七條 驛遞局及一等郵局便に於て四枚以上聯續したる郵便切手並封皮、葉書、帶紙を其所持人の請求に依り定價十分一減して買戻すべし

第四章 免稅郵便

○郵便條例

百七十七

○郵便條例

百七十八

第卅八條 郵便、郵便爲替、及、貯金ちよきんの事務じむに關する郵便物の其税を免除す

第卅九條 免稅郵便物は驛遞局、郵便局、府縣廳、府縣所屬廳、郡區役所並以上各廳派出官吏相互の間又は之を往復するものに限るべし

第四十條 免稅郵便物は表面に郵便事務、替爲事務、貯金事務の文字もんじと記載きざいすべし

第四十二條 人民より差出す免稅郵便物は宿所氏名を記載すべし

第四十三條 免稅郵便物に他の音信文或之暗號隱語を記載

し又の有稅郵便物を附したるものは相當種類の郵便税を徴収すべし

第五章 書留郵便

第四十四條 書留郵便物は郵便局の帳簿やんぷほに登記し遞送配達ていそうはいたつの受授を証するものとす

第四十五條 書留手数料の郵便物の何種なにしゆに拘かゝらざ六錢とす

第四十六條 書留郵便物は郵便税手数料共前納に限るべし

第四十七條 書留手数料の郵便切手を其郵便物に貼附せたるを以て之を納めたるものとす

第四十八條 書留郵便物を差出すとき其表面に書留と記

○郵便條例

百七十九

載し郵便局若くは郵便請取所に於て之を主務者に交付し印刷したる式紙^{しきし}は郵便局若くは郵便請取所の印及主務者の印を捺せる請取證書を受領すべし

第四十九條 書留郵便物の配達を請けたるもの其差出人及請取人の氏名、配達の日月日を記したる請取證書を調印すべし本人不在なるときは其代人記名調印すべし

第五十條 免稅^{めんせい}郵便物の書留手数料を納むるに及ばず

第六章 郵便物遞送配達

第五十四條 完納稅^{くわんぬつをせい}郵便物宛名の家^{とほ}に於ては其配達を拒む^{こは}べからず免稅郵便物亦同じ但市外別配達料、船料、貨幣

遞送配達賃^{ついでん}及追納^{ついかふ}あるものと此限^{このげん}にあらす

第五十五條 未納稅又は不足稅の郵便物請取人^{とほ}に於て其稅を納めざるときは之を請取るを得ず

第五十六條 郵便物を開封^{かいふう}し又は其帶紙^{おびがみ}或は結束を脱し或は音信文を讀過するときは之を請取りたるものとすべし但第百十五條の郵便物の此限にあらす

第五十七條 郵便物配達を請けたる肩書の家に於て其受取人^{うてけん}に移轉^{うつ}したるときは直^たに之を其配達人^{くわんぷ}に還附^{かへりかへ}するか或は其郵便物に加記し又は附箋し再び郵便し出すべし但受取人^{うてけん}に達する爲め其家に留め置くも日數三十日を過ぐべし

○郵便條例

百八十二

らず

第五十八條 其家に屬せざる郵便物の配達を受けたるとき
の其由を付箋し速に之を郵便に出すべし其郵便物を誤て
開封したるときと更封緘し其事由を副書し速に之を郵
便に出すべし

第五十九條 配達不能は未納税又不足税の受取人
に於て納めざる郵便物は之を其差出人に還付すべし但二
名以上差出したるものは之を其内の一名に還付すべし
第六十條 第十三條、第十四條、第十五條に背戻する郵便物
は之を差出人に還付すべし

第六十一條 差立前に係る郵便物は差出人の請求に依り之
を還付すべし

第六十二條 第四種郵便物は次便を以て還送することある
べし

第六十三條 遞送及集配の途中に係る郵便物の其郵便受取
人たりとも受授すべからず

第六十四條 郵便局所在地に於ては集配人郵便物の差出
方を委託すべからず又集配人の其委託を受くべからず

第六十五條 郵便物は差出人の爲め郵便局に於て之が秤量
をなす

○郵便條例

百八十三

○郵便條例

百八十四

第六十六條 郵便物の損害、紛失、及其損害、紛失又は、遲達より生じたる損失の驛遞局之を償ふの責に任せず

第六十七條 書狀は郵便局を經由せざれば之を送達し又は送達せしむべからず但左に記載したるもの此限に非ず一送達料を拂はず臨時は親族、朋友、雇人の類を以て其發信者より受信者へ直達するもの 一郵便に依る能はざる事故ありて臨時は特使を以て其發信者より受信者へ直に達するもの 一貨物と共に發する無封の添狀、送狀

第七章 別配達郵便

第七十四條 別配達郵便物の書留郵便に限るものにして通

常配達の例に拘はらず別は急速の配達をなすものとす

第七十六條 市内別配達料は東京、京都、及大坂は十錢、其他の市内は六錢とす

第七十七條 市外別配達料は配達の郵便局より受取人の住所に至る路程に應じ十八町毎は六錢とす十八町未満亦同じ

第七十八條 別配達は郵便税並別配達料共前納し限るべし

第七十九條 別配達料は郵便切手を其郵便物に貼付きたるを以て之を納めたるものとす

第八十條 市外別配達は配達地に到り路程の差違は因て其

○郵便條例

百八十五

○郵便條例

百八十六

料に不足を生ずるも其料六錢以上納済のもの仍別配達として取扱ひ受取人より其不足額を徴収すべし

第八十一條 市外別配達不足額を徴収するときの郵便局に於て郵便切手を郵便物に貼付し其切手に不足の印を捺し其證となすべし

第八十二條 船舶に達する別配達ハ其船舶の碇泊所に從ひ別配達料の外相當の舢艫料を受取人より徴収すべし

第八十三條 市外別配達料不足額又は舢艫料を受取人ハ於て納めざるときは其郵便物を受取るを得ず ○其郵便物は差出人に還付し其額を徴収すべし

第八十四條 別配達郵便物を受取りたるものは市外別配達料不足額又は舢艫料の納付を拒むべからざる

第八十五條 別配達ハ各郵便局の配達区域ハ拘はらざるものとす

第八十六條 甲郵便局所在地ハ達するものを乙郵便局より配達するときハ市外別配達となすべし

第八十八條 市内別配達は其郵便物の表面に別配達と記載すべし

第八十八條 市外別配達其郵便物の表面に何地郵便局より別配達と記載すべし若し其郵便局を定め難きときは單に

○郵便條例

百八十七

別配達とのみ記載すべし

第八十九條 別配達とのみ記載せるもの各郵便局配達區域いさ及び他の郵便局より配達まいたすべし

第九十條 別配達郵便物受取人移轉いてんし其他移轉さき先達する時は別配達とせずして配達すべし

第九十一條 免稅郵便物は別配達料艀船料を納むる及ばず

第八章 郵便私書函

第九章 留置郵便

第九十九條 留置郵便物とめおきは表記地名おもてきちめいの郵便局に留置さ受取

人を待て交付かうふするものとす

第一百條 留置郵便物之表面に何地郵便局留置と記載すべし

第一百一條 留置郵便物を受取るものは其受取人たるを書面或は口頭と以て証すべし

第一百二條 留置郵便物は郵便稅完納に限るべし

第一百三條 未納稅みかふせい又は不稅足ふぞくぞいの郵便物を留置となすとき之を差出人は還付し其額の二倍を徴収すべし

第一百四條 留置期限は九十日に限るべし ○留置期限内は郵便物を受取らざるときは之を差出人に還付すべし

第十章 貨幣封入郵便

○郵便條例

○郵便條例

百九十

第二百五條 貨幣封入郵便物は驛遞總監と約定ある者をして特別の方法に依り之を遞送配達せしむるものとす

第二百六條 貨幣封入郵便物の其重量に従ひ第一種郵便物の税を前納し別に封入の金額、送達の路程に従ひ貨幣遞送賃及配達賃を通貨にて納むべし但貨幣遞送賃は差出人に於て前納し配達賃は受取人より納むべし

第二百七條 貨幣遞送賃及配達賃額は驛遞總監各郵便局に掲示すべし

第二百八條 封入の金額は三十圓に超過すべからず

第二百九條 封入の金額の其郵便物の表面に明記すべし

第一百十條 貨幣封入郵便物の差出人に於て同一の印判を以て四所以上封印を捺すべし

第一百十一條 同一の差出人より同一の受取人に差出す貨幣封入郵便物一日一個に限るべし

第一百十二條 貨幣封入郵便物の其表記の金額及封印を証として受授すべし

第一百十三條 貨幣封入郵便物を差出すときは郵便局に設けある員數証書用紙の如く記載し其郵便物の封印を用ゐたる印判を捺し郵便物及貨幣遞送賃と共に之を主務者に交付し印刷しする式紙に郵便局の印を捺し且主務者記

○郵便條例

百九十一

○郵便條例

百九十二

名調印てしるんせる受取証書を受領じゆれんすべし

第百十四條 本人の封印をなししる貨幣封入郵便物を代人を以て差出し員數証書に其代人の印と捺すとき之と同
一の印を其郵便物に四所以上添捺すべし

第百十五條 貨幣封入郵便みあらざる郵便物中貨幣封入あるを郵便局みて見出し又は推察するとき之を貨幣封入郵便として取扱とけあつかひ到達地とつたつちの郵便局にて其受取人を召喚せうくわんし或ハ遞送約定ていそうやくてうあるものを以て配達し受取人に開封かいふうせしめ封入の金額に従ひ差立地よりの路程に應じたる貨幣遞送賃及配達賃を受取人より徴収すべし

第百十六條 貨幣遞送賃はいたつちん及ハ配達賃を受取人よ於て納めなせざるとき其郵便物を受取うけとるを得ず ○其郵便物の差出人くわんふに還付し其額並に還付の貨幣遞送賃及配達賃を徴収すべし

第百十七條 貨幣封入郵便物配達し能はず之を差出人に還附するとき之更さらに相當さうとうな貨幣遞送賃及前後の配達賃を徴収すべし

第百十八條 貨幣封入郵便物の受渡たくふ屬する証書の証券印しやうけん税を納むる及バず

第百十九條 貨幣封入郵便物を受取たる者之其貨幣遞送賃

○郵便條例

百九十三